

第8章 社会福祉

第1節 福祉施策

第1項 福祉の諸相

戦後の福祉（引揚者）の状況

終戦前後から東京や静岡、大阪、仙台等からの戦災者並びに樺太や満州等からの引揚者が転入し、昭和21（1946）年には引揚者は288世帯1135人に達した。引揚前住所別では22年2月町議会第1回定例会「昭和21年度事務報告」によると「樺太より五六六人、朝鮮より三六名、支那より一二九名、満州より三五三名、その他五一一名」の状況となっていた。翌22年7月には418世帯1591人となり町はその受け入れに忙殺された。外地からの引揚者の多くは財産を放棄せざるを得なかったため生活維持も困難な状況にあり、生活保護法による生活扶助等の受給をはじめ、民生委員や引揚連盟支部の積極的活動による援護対策等が進められた。特に、無縁故者の生活の場を確保するため、厚生省や北海道からの指示を受け収容施設を建設した。25年町議会第1回定例会「事務報告」によると、24年度の引揚無縁故者は東雲町5丁目の第1寮20戸（S21設置）、幸町5丁目の第2寮7戸、第3寮5戸（S21設置）朝日町5丁目第4寮10戸（22年設置）、緑町5丁目第5寮30戸（S23設置）に76世帯、376人が収容されていた。当時の収容施設について国が認識していた状況は次のとおり。

北海道における引揚者集団収容施設の入居者は、北海道出身者はきわめて少なく千島、樺太よりの引揚無縁故者あるいは、入植その他新しい生活基盤を求めて渡道した引揚者が、その大部分を占めているのである。そしてこれらの施設は終戦直前急造されたバラツクの兵舎が大部分であり、しかもこれ

らの施設は、財政力もきわめて貧弱な市町村に偏在しているのである。加うるに北海道が寒冷多雪地域であるため、施設の腐朽度も内地に比して一段とはげしく、早急に整備補修を必要とする現状となっている。（S30・6・14 第22回国会内閣総理大臣答弁）

22年12月、無縁故者の収容施設20戸を建設するも漏電により焼失し、罹災した引揚者の悲惨な事態を生じたが、引揚者住宅および町営住宅の建設が進み、28年度の状況は、緑町5丁目には木造1棟建30戸に入居者148人（S23建設）と木造1棟建20戸に入居者75人（S26建設）、朝日町2丁目の木造1棟建10戸に入居者52人（S23建設）、北信濃の木造1棟建20戸に入居者73人（S27建設）とあり、町営住宅の整備に伴い引揚者も含めた住宅難の解消が進められたことが推測される。

引揚者は住宅難とともに生活は極めて困難な状況下にあり、授産場の設置や職業輔導機関等^{（1）}の対策により生活安定を図るため各町内に世話人を設け、民生委員会の下部組織として引揚者との橋渡しを担った。世話人会引揚者援護運動の運営や引揚者連盟との連絡を密にするため引揚者対策委員会等を設置し、全町一丸となって引揚者援護を支援した。

22年度には引揚者の就労支援として引揚者マーケット、臨時露店市場、ゴザ工場、木工品加工や羊毛加工の工場等を設置する授産施設計画を立て、働く場を確保し自立した生活が維持できるよう図った。また、引揚者をはじめ傷痍^{（2）}軍人、遺族等の援護活動を政府施策の補助機関として積極的に動いていた団体に「同胞援護会」があった。

引揚者給付金・特別交付金 引揚者の在外資産の補償として昭和21（1946）年、引揚世帯に預貯金の見返りとして世帯当たり1万5000円の現金支給交付を閣議で決定したが、連合国軍最高司令官総司令部からの差し止め命令により実現されないままになっていた。その後、

引揚者らによって在外資産補償処理獲得期成同盟決起大会が開催され、引揚者団体全国連合会が結成されるなど活発な運動を受け、政府は在外財産問題調査会を設け協議のうえ、32年5月17日に引揚者給付金等支給法が制定された。20年8月15日までに6ヵ月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者などを対象に給付金が支給されるが、現金ではなく32年6月1日発行の記名国債（年利6分、10年以内償還）であった。さらに、43年8月に「引揚者に対する特別交付金支給法」が制定され、10年償還の記名国債が支給された。

33年には引揚者等の厚生を図ることを目的として生業資金を必要とする引揚者に対し、その国債を担保として資金が借りられる制度ができた。

註（1）昭和33（1958）年に制定された職業訓練法で初めて「職業訓練」の用語が使われ、それ以前は、1920年代後半（昭和初期）から「職業輔導」の名称で公共的な職業訓練施設が開設されていた。

民生委員・児童委員

戦後の活動と基盤づくり 戦前の方面委員制度を引き継ぎ、地域を表す「方面」から国民の生活に趣をおく「民生」に改め、昭和21（1946）年の民生委員令（勅令）を経て、23年の民生委員法により今日の民生委員制度が法制化され、委員選任の推薦委員会や北海道の審査会、資格要件、任期3年等が明確になった。加えて戦前から児童の福祉は方面委員の中心的な活動であったことから、児童福祉法による「児童委員」兼務となった。終戦後の千歳は、東京都等からの戦災者や樺太などからの引揚者等の転入者が多く、住宅、食料、衣料等の面で困窮が極度に達し、無縁故者の受け入れなども困難な状態にあった。さらに26年5月に米陸軍オクラホマ州兵師団（第45歩兵師団）の進駐時について『千歳市民協史』で、「5月から10月の短期間に米軍相手の商売屋が全国から集まり、西部活劇の街と化

する。従って町も必然的に膨張し、それに対する道徳心も退廃し、火防、文教、衛生対策も全く寸時も放置できない破目となる。千歳の名が全世界に有名となったのはこの頃である。民生委員定数増加の申請をする」とし、民生委員は、町の膨張に伴う風紀問題や戦没者遺家族、引揚者の生活実態等の調査、さらに児童委員として生活環境の乱れによる青少年問題にも取り組むほか、生活困窮者等に対する民生業務への協力など、多忙を極めていた状況がうかがい知れる。また、33年4月には、売春防止法の全面的施行により26年に制定した風紀取締条例を廃止し、婦人保護対策協議会によって売春婦の更生とその保護対策を行うこととなったが、売春婦やそれに関わる風俗営業が多かった地域でもあり、廃業後の生活支援を含めた更生活動における民生委員の取り組みは、他の市町村にはない苦労があったものと考えられる。

組織の変遷 民生委員協議会の組織も法制定当初は35人の定数だった。その後世帯数が増えるのにあわせて定数も増加し、昭和38（1963）年に58人体制となって活動強化を図るため3支部を組織しそれぞれに協議会を設置したが、41年にはこれを廃止し13の地区会制に移行した。48年4月には86人に増員となったのを契機に、さらにきめ細かな活動を推進するため市内を6地区に分け、地区ごとに民生委員協議会を設けるとともに、これまでの民生委員協議会を連合体の千歳市民生委員連絡協議会とした。その後も人口の伸びに伴い定数も増加し、58年には市内8地区102人となり、平成2（1990）年に9地区、8年には11地区に分かれた。26年までに委員の総数は216人に増員され、それぞれに地区民生委員協議会を設立して、高齢者の介護や一人暮らしの見守り、子育て支援などの時代の要請に応えながら活動を行ってきた。

制度の変遷 少子高齢化が進み、地域における高齢者への在宅福祉や

地域の在り方についても問われるようになってきた平成2（1990）年、老人福祉法の改正を含む社会福祉関係8法の改正が行われた。加えて民生委員は、同年に設置された在宅介護支援センターにおける相談協力員として位置づけられるなど、地域福祉・在宅福祉の推進には欠かせない存在となった。また、少子化に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会の課題となり、児童委員への期待が高まったことから、民生委員のうち児童委員活動を専門的に担う主任児童委員が6年1月から制度化され、主な業務として児童関係機関との連絡・調整、活動の積極的な援助・協力などを担うこととなった。

12年、介護保険制度が施行され、福祉サービスは自己選択と契約による利用へと大きく見直された。また、誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域福祉の推進も掲げられ、担い手として民生委員への期待が高まり、同年6月、民生委員法が改正された。民生委員は住民の立場に立った相談、援助者と改められたほか、「名誉職」規定の削除、地域福祉の担い手として住民の福祉の増進を図るための活動を行うことなどが明示された。

20年に開設した子育て総合支援センターを核として主任児童委員や民生委員が中心となって取り組んでいる「地域子育てサロン」は、地域の子育て交流の場となっている。

社会福祉協議会

初期の千歳市社会福祉協議会 昭和22（1947）年11月に全国一斉に開始された共同募金運動は、26年に制定された社会福祉事業法で「社会福祉を目的とする事業を経営するものに配分する」と規定された。千歳町にもその受け皿となる社会福祉協議会の立ち上げに向け、民生委員協議会を中心に他の団体の代表者も加わった設立準備委員会における協議を重ね、

北海道社会福祉協議会の指導の下、28年9月26日に千歳町社会福祉協議会は設立した。当初、理事・評議員は保護司や民生委員、社会教育委員、遺族会等の団体から選出していたが、地域福祉活動を支える地域の住民代表を加える必要性から、33年11月に定款を改正し、地域組織の代表者を選出する運営要綱を定めた。さらに社会福祉法人となって体制強化を図るため、43年1月に法人格取得専門委員会を設置し、役員会等の協議を経て7月に申請し、11月26日に認可された（初代会長・松樹亮溪）。

地域活動への財源的支援として40年に、各町内会に対して1世帯10円の住民組織活動費を交付したが、多様な住民ニーズに対応する自主事業の必要性が高まり、自主財源確保が課題となった。会員会費制検討専門委員会を設置し協議、調整を行い、町内会連絡協議会の理解と支持を得て50年から全戸会員会費制の導入を決め、各町内会に1戸30円の会費への協力が得られた。

42年には市民からの現金や物品の寄付、さらには技術、労力などの善意の拠出を受け、それを必要とする福祉事業等への配分やボランティア活動を促進し、地域福祉活動へ貢献する仕組みとしての愛情銀行を設置した。さらに高齢化社会を迎え、45年に高齢者無料職業相談所を開設し、高齢者の生きがいと健康保持、社会活動への参加を促す事業として実績を積み上げたことが、後に高齢者事業団の設立へと繋がった。また、一人暮らしの高齢者が増えたため健康保持や事故防止、社会交流の促進を図ることを目的に、51年4月から健康飲料の無料配布とともに声掛けをする「愛の一声運動」を開始した。

社会福祉協議会（社協）の業務は、設立時に千歳町民生課厚生係において団体事務の一環として取り扱って以来、市制後も福祉事務所における管理職の下で社協職員が行ってきたが、52年1月に専任の事務局長の就任に

伴って、職員を増員のうえ福祉事務所から福祉団体事務の移管を受け、社協事務局としての自立運営を始めた。

58年に開館した総合福祉センターの建設にあたり、機能や施設内容などに対する福祉団体との調整を踏まえながら具体的な建設作業に参画し、センター内に待望の事務局を設置するとともに、開館後は貸館業務、見学者の案内、警備業務等を受託した。

これまで点字図書や録音図書は、市立図書館の一室を使用して、千歳市点訳赤十字奉仕団等のボランティアによって作られていたため、社協は視覚障害者福祉協会とともに51年頃から市に点字図書室の必要性を訴えてきた。福祉センター内に待望の点字図書室が設置されたことから、点字や録音図書の管理、貸し出し、技術講習などを含め事業運営等を市から受託した。

53年からは手話通訳者派遣事業と視覚障害者ガイドヘルパー事業を受託し、1人の専任手話通訳者とボランティアの協力により始めた。同年に福祉団体の外出手段の確保のためにバス借上助成制度を始めたが、利用側の負担が大きいため、市が購入した福祉バスの運転業務を受託し、福祉団体の育成助長や福祉の向上を目的に福祉バス運行事業を始めた。

社協の法制化と計画的な実践活動へ 市町村社協は、これまで法的規定はされてこなかったが、昭和58（1983）年の社会福祉事業法（現・社会福祉法）の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業を経営するもの、社会福祉活動を行うものが参加する団体であることが明示され、①社会福祉を目的とする事業の企画および実施 ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うこと

が規定された。

また、市に地域福祉計画の策定が義務づけられたことから、地域福祉推進の中核的な団体である社協は、目指す福祉のまちづくりを地域住民に明らかにし、市と連携・役割分担しながら、地域福祉実践計画を策定することとなった。このため59年に専門委員会を設置し、初の長期5ヵ年計画として第1次地域福祉実践計画を策定し、平成元（1989）年までの計画実現に向けてスタートした。この計画は社協が自らの基盤整備を早急に行い、地域福祉、在宅福祉サービスの充実を図ることを目的に策定され、5つの運動領域にそれぞれ推進目標とその内容が示された。以後、時代のニーズに即した実践計画を策定してきた（H3・第2次、H8・第3次、H17・第4次、H22・第5次）。

地域福祉推進を図るために自主財源の確保に向け、昭和56年から市内の商店、施設、事業所などに小銭等の寄付を目的に募金箱「愛のポケット」の設置をはじめ、60年4月からは、運用益を活動費に充てるため社会福祉基金を創設し、さらに社協の一般会費を1戸30円から100円に改定した。社協活動の情報は『広報ちとせ』に掲載してきたが、50年8月に独自の機関紙『今日から』を創刊し、地域福祉の啓発や情報提供を行ってきた。

さらに61年度から『社協だより』をボランティアによる編集や手配りで発行し、賛助会員などに身近な社協活動等を伝えてきた。また、ボランティアセンターの充実を図るため、個人登録ボランティア制度を開始した。

地域の福祉活動を行ってきたのは、主に民生委員や町内会役員であったが、社協としても新たな支援策として、主体的にその任を担う「福祉委員制度」を平成2年4月から取り組んだ。福祉コミュニティ推進モデル地区指定事業の一環として始めたものである。誰もが住み慣れた地域で自立して暮らすためには、公的福祉サービスの充実とともに、そこで生活する地

域住民がお互いに支えあう福祉活動への参加と協力が重要となることから町内に福祉委員を配置した。地域などが抱える福祉問題をはじめ高齢者や障がいのある人などが必要とする支援の確保等に向け、住民同士の助け合い活動を結び付ける中心的な役割を担い、町内会の推薦により推薦町内会長と社協会長の連名で委嘱した。任期は3年で特に資格は必要としないものとした。

通院に困窮した1人の障がいのニーズに応えるため、4年から試行的に移送介助サービスを開始した。市民ニーズに即応する社協活動として大きな一歩となったが、まだ身体障がい者専用で整備した福祉車両は保有しておらず、ボランティアの自家用車を使用して移送介助をする状況であった。しかし翌5年に車イスでの乗車可能な福祉車両を共同募金会とキリン記念財団からの助成金で購入し、「ドンちゃん号」(『今日から』掲載漫画の主人公)の愛称を付け、ボランティアの活躍により精力的に移送介助サービス事業を展開している。

高齢化や核家族化等が進む中であって、地域で自立して生活して行けるような支援が求められ、住民同士がお互いを知り支え合うことのできるまちづくりが重要となった。6年度に地域福祉の充実強化を図るため、町内会に助成金を交付し地域での高齢者や障がいのある人などの見守りや声かけ、サロン活動などを展開する住民活動を支援する小地域福祉ネットワーク活動推進事業を開始した。また、11年には財産管理や契約行為等に不安を持つ在宅の高齢者や障がいのある人を対象に日常生活自立支援事業、介護福祉機器の貸し出しを始めた。

10年には人にやさしいまちづくり事業として、千歳駅舎にエレベーターとエスカレータを設置してバリアフリー施設への支援をし、学校の福祉教育へ講師派遣等を行い、福祉に関する児童・生徒の理解促進を図ってきた。

こうした各種事業を展開するためにも、事務所機能の拡大が必要な状況となり、旧・市立病院の看護婦宿舎(東雲町2丁目)を社協事務所へ増改修し17年10月に移転した。

新たな社協への転換 平成20(2008)年、認知症の高齢者等や障がいのある人が行方不明になった際、早期発見・保護し事故を未然に防止する地域の仕組みづくりとして、協力を得られた各機関・団体・企業等が参加する「千歳地域SOSネットワーク事業運営協議会」を設置して見守りを始めた。さらに22年には、事前登録制度(通称・千歳地域SOSネットワークあんしん登録制度)を制定し、所在不明になった場合の迅速な対応が可能となるよう体制強化を図った。

23年には救急カード事業をスタートさせ、緊急時や災害時に近隣住民による助け合いと見守り、声かけの仕組みづくりを促進し、地域の連帯意識を高めてきた。26年には地域見守りネットワーク事業も開始し、地域住民がお互いに助け合う仕組みづくりを進めてきた。

24年6月、介護保険業務を担ってきた(財)千歳福祉サービス公社(詳細は第4節高齢者福祉)からの申し入れを受けて設置した「千歳市社会福祉協議会及び千歳福祉サービス公社の統合に関する協議会」における話し合いを経て、10月に「統合協定」が締結された。翌25年4月に両法人が統合され、新しい組織となった社協は地域福祉の推進に加え介護保険事業等の展開により、セーフティネット機能が強化されるなど効果的な事業実施が見込まれ、地域福祉のより一層の充実を目指すこととなった。

福祉団体

昭和23(1948)年に民生委員法による民生委員会が福祉団体として最初に産声を上げ、次いで北海道共同募金会千歳町支会が発足し、25年には保護司法施行に伴い「千歳分会」(現・千歳保護司会)が活動を始めた。

そして28年には千歳社会福祉協議会が設立され地域福祉の要を担うこととなった。さらに32年に北海道身体障害者福祉協会石狩支部千歳分会（現・千歳身体障害者福祉協会）が設立され障がい者の福祉向上を図る中心団体となつて活動を行つてきた。その後、千歳市母子会（S34）、手をつなぐ親の会（S34、現・特定非営利活動法人千歳市手をつなぐ育成会）、千歳市遺族会（S35）、千歳老人クラブ（S35）、千歳市赤十字奉仕団（S37）、千歳市中心配ごと相談所（S37）、日本赤十字社北海道支部千歳市地区（S40）、日赤千歳地区協賛会（S40）、千歳市町内会連絡協議会（S41）、千歳市ボランティアクラブ（S41）、千歳愛情銀行（S42）、千歳市地区子供会育成連絡協議会（S42）、千歳結婚相談所（S42）が設立されるなど徐々に福祉活動を行う団体が増えてきた。こうした状況から、42年に社会福祉団体の育成、指導等の担当窓口を福祉事務所に配置（S52）社協に移管し、これまでに設立された25団体が福祉団体として登録された。

戦後間もない時代における民間の福祉活動を担ってきたのは、主に公的な福祉団体であった。障がいのある人が抱える問題や意識が抑えられてきた中で精神薄弱児育成会（手をつなぐ親の会）の結成は、自らの意思を対外的に表明しようとする権利意識の表れであり、その後の障がい者福祉活動への大きな第一歩となった。こうした障がいのある人の意識変化が50年代に入るとさらに高まり、50年度登録団体には、千歳市情緒障害児父母の会、千歳市肢体不自由児父母の会、千歳市ことばを育てる親の会、千歳手話の会、日赤点訳奉仕団が相次いで設立された。特に、障がいのある人と市民のコミュニケーションを図るために、手話を通じて聴覚障がい者との意思疎通を図ろうと立ち上がった千歳手話の会、視力障がい者の情報手段を支援しようと点訳に取り組んだ日赤点訳奉仕団は、障がいのある人の立場を理解しようとする市民活動の大きな先駆的団体となった。そうした障

がいのある人の支援団体として、千歳市点字図書室朗読友の会、千歳市つみ木会、ボランティアサークルたけのこ会が活動を始めていた。また、市民自らがまちづくり活動に取り組もうとボランティア団体の芽も生まれ、人形劇団青い鳥や人形劇団かざぐるま、ボランティアアサークル・イフ、ボランティアアサークルふきのとうなどが相次いで設立され、市民が主体的に福祉活動に取り組む先駆けの時代であった。その後福祉団体も増加し、60年度の登録団体は65団体で、社協などの地域福祉関係が27団体と42割を占め、次いで障がい者福祉関係が17団体、高齢者福祉関係が5団体、児童福祉関係が7団体、ボランティアが9団体という状況であった。年々団体数は増加し、平成9（1997）年度には103団体までになった。地域福祉関係が36団体（35割）、障がい者福祉関係23団体（22割）、高齢者福祉関係8団体、子育てサークルが増えたことで児童福祉関係15団体になり、ボランティア21団体と共に大幅に増えた。この後、自らも地域づくりを支援しようとボランティア団体が急増し、26年の登録団体167団体で地域福祉関係団体46団体で28割、ボランティア団体47団体で28割と同じ割合にまでなった。

地域福祉計画

千歳市総合福祉計画（ハートピア千歳福祉プラン）急速に進む高齢化、核家族化の中、市は目標を設定した21世紀に向けた福祉の指針として千歳市総合福祉計画（ハートピア千歳福祉プラン）を策定することとした。平成元（1989）年7月、市はボランティア、福祉団体、学識経験者あわせて15人を委嘱し千歳市総合福祉計画審議会を設置し、審議を経て計画を策定した。市総合計画の福祉領域に係る個別計画であり、国際障害者年の行動計画を踏まえた障害者施策行動10カ年計画として位置付けた。計画期間は3年度から12年度までとし、「ノーマライゼーション¹のまちづくり、

ヒューマンなまちづくり、コミュニケーションのまちづくり」を基本理念にした。施策目標の「活力に満ちた長寿社会の創造、生きがいを育む健康社会の創造、ともに支え合う福祉社会の創造、ふれあい豊かな地域社会の創造」に施策展開方向が示された。計画推進に当たっては、地域福祉を社会全体が担うものとして行政機関の果たす役割と、個人・家庭・地域、社会福祉施設、社会福祉協議会、企業が担うべき役割を明らかにし、「公私の機関」の協働による新たな社会システムを構築するとした。

千歳市地域福祉計画 平成12年度に介護保険制度が始まり、15年度には障がい者の支援費制度が導入されたことにより、市民自らが選択し利用する福祉へと制度の大きな転換期を迎えた。12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、住民が支え合う地域福祉の重要性を明確にし、市には市民主体の地域福祉計画の策定が義務付けられた。これを受け、計画策定に向け公募による市民45人で構成する「ちとせ地域福祉市民会議（とびら）」を15年5月に設置した。地域での市民援助の在り方等を中心に、「住民の支え合い」、「より良い福祉サービスを求めて」、「福祉のまちづくり」、「仲間づくり」の部会に分かれ、ワークショップ形式による討議を重ね、16年11月に提言書をまとめた。基本理念は「あったかみのあるまち『ちとせ』とし、その実現のための基本目標は「ともに生きる・ともに暮らすまち」、「わかりやすい、利用しやすい仕組み」、「活かす、つながるまち」、「市民が集い、交わるまち」の4つを掲げ、課題解決に向けた施策を示した。この間、市民アンケート調査やちとせ地域福祉フォーラムを実施した。フォーラムでは市民会議委員が計画について発表も行った。また、地域福祉の中心的担い手として千歳市社会福祉協議会に対し、幅広い市民参加などの役割を期待するとともに、同協議会が策定した第4次地域福祉実践計画とも相互に連携しながら、地域福祉計画に基づく施策の実現を目指した。

計画期間は17年度から21年度までの5年間とし、市民会議の提言に沿って基本理念、基本目標を定め、それに対応する10の課題と施策を示した。

第2期千歳市地域福祉計画 平成21年度の地域福祉計画の最終年度を迎え、高齢社会が進むとともに社会環境が大きく変化し、地域の多様な福祉・生活課題を公的サービスだけでは補うことが困難となり、地域社会における福祉活動の必要性が一層増してきた。さらに、災害時要援護者対策の推進や地域住民と行政の協働による新しい福祉の在り方が求められてきたことなどを背景に次期計画の策定に着手した。21年6月に市民アンケート調査を実施し、同月に設置した「ちとせ地域福祉市民会議」は、公募した市民5人に、福祉関係団体等から推薦を受けた15人を加えた20人の委員で構成し、「児童」、「高齢者」、「障がい者」、「安心な暮らし」の4つの部会に分かれ、地域の課題について検討した結果を同年11月に提言書としてまとめた。内容は施策を含めた4項目の提言からなり、提言1「コミュニティ活動のしつかりした地域社会づくり」、提言2「安心して利用できる福祉サービスの仕組みづくり」、提言3「誰もが活動しやすい環境整備と福祉活動を担う人材の確保」、提言4「地域の特性が活かされた活発な地域づくり」。これらを各課題の施策に盛り込み、12月にパブリックコメント^②を実施した後、第2期計画を決定した。

計画期間は22年度から26年度までの5ヵ年とした。施策の体系は、基本理念「あったかみのあるまち『ちとせ』と4つの基本目標は前計画を継承し、8つの課題を掲げそれに対応する施策により構成した。社協が策定した第5次地域福祉実践計画とも相互に連携しながら推進した。

第3期千歳市地域福祉計画 平成26年6月、27年度から第3期計画の策定のため、ちとせ地域福祉市民会議を開催した。市民がお互いに支え合う地域社会の確立が求められていることを共通認識として、2020年の千

歳市における地域社会の在り方を踏まえ、福祉のまちづくりや社会福祉活動のめざすべき方向性と具体的な実践活動について、3つの検討テーマを決めグループディスカッションや全体会議での討議を重ねた。同年11月、提言1「市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動に関わる」、提言2「今ある資源やサービス・人材を活用して、よりよい仕組みや取組をつくる」、提言3「すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らし続ける」から構成される提言をまとめ、計画目標や施策などに反映させた。

基本理念は前計画を継承し、新たな計画目標に「福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり、地域の社会資源を育む環境づくり、福祉活動への参加が活発な地域づくり」を掲げた。27年度から31年度の5カ年計画で、社協が策定した第6次地域福祉実践計画とも相互に連携しながら進めている。

註(1) 心身に障がいのある人もない人も、全ての人が共に暮らし社会が正常(ノーマル)であるという考え方。

(2) 市の重要な計画の策定・改定や条例の制定・改正などを行う際に事前にその案を公表し広く市民から意見を求め最終的な意思決定を行う手続。

千歳市総合福祉センター

社会福祉事業の振興と市民の福祉の増進に寄与するため、昭和37(1962)年に市民会館に移転した公民館跡(東雲町1丁目10番地・旧町役場庁舎)を「千歳市社会福祉会館」として38年に設置し、地域社会における住民の広範な福祉ニーズに応える多目的な機能を持つ施設の先駆けとなった。ここには相談窓口や事務室、会議室等を配置し、市民で組織する労働、地域自治会、社会福祉、婦人団体への貸室業務を行うとともに、老人クラブが入居し活動拠点となっていた。しかし、42年に市庁舎第1分

室(福祉事務所や農務部、農業委員会等が入居)の設置に伴い社会福祉会館は廃止となった。

52年、第13回千歳市社会福祉大会で決議された老人から児童まで機能的に活用できる「総合福祉センター建設」の要望を受けて市は調査を始めた。53年5月、社会福祉協議会の正副会長、町連協会長、福祉事務所長および技術長ら8人で構成される福祉センター建設調査委員会(委員長・松樹亮溪社協会長)を設置し、運営主体、規模、建設時期などを協議した。さらに、市内30の福祉団体を対象に利用予定、建設場所、施設内容等についての意向調査や資金調査等を行い、54年3月に同委員会から市に報告書が提出された。建設場所は市役所周辺の市有地を適地とし、5階建て延べ床面積4000平方メートル以上の施設。防衛庁や厚生省補助等を充て12億5000万円程度の工事費を見込み、56年度の供用開始を目標とした。社会福祉法人による民営を理想とし、一般市民やボランティアの参加を促す福祉を啓発する場であり、高齢者への給食施設や特殊入浴機能を持ち、障がい児の訓練教育の場とするほか、保健、医療、夜間救急処置室を組み込むなどの配慮も求めた内容となっていた。これを受け、市と社協によるプロジェクトチームによる作業を進め、54年5月に社協理事、福祉団体、市議会に市の関係部署が加わった「三者会議」を設けて具体的な計画内容を協議し、総合福祉センター建設基本構想をまとめた。建設目的は福祉行政を総合的に推進する拠点施設であり、高齢者・心身障害者福祉センター、心身障害児通園総合訓練施設、総合保健センター、コミュニティセンターなどの機能を持ち、建設予定地は東雲町2丁目の旧市役所庁舎を取り壊した跡地とすることなどが盛り込まれた。7月の市議会所管委員会で基本構想どおりに建設地が決定した。同月には総合福祉センター建設に向けた自由な意見交換の場として「建設委員会」が設置され、市議会議員、利用者代表、市

職員により基本設計の原案に対する討議が行われた。

当時の厚生省には各種機能が混在する総合的な施設への補助制度は無く、施設ごとの対応となるため、複合施設への調整に多くの時間を必要とすることから厚生省補助は断念し、建設費は防衛庁補助と地方債、一般財源で対応することとした。55年度に実施設計を行い、56年6月に旧庁舎を取り壊し、7月に着工した。

58年市議会第1回定例会に提案した千歳市総合福祉センター条例を審査する際に、福祉センターに設置予定の浴室の利用を巡り千歳地区公衆浴場組合と協議が難航した。老人浴室の1つは寝たきり老人の介護浴室となるが、残りの2つは老人室や工芸教室を利用した市民の利用となり、条例案の料金設定では低額になるため銭湯離れが進み民業圧迫になると公衆浴場組合は主張した。このため組合との協議により運営要領を設け話し合いがついた。しかし、コミュニティセンターの目的外利用者からの入浴料金徴収は、法的に許可されないことが判明したため、浴場は機能回復訓練を受ける特定人の福利厚生浴場として利用することで使用料に関わる規定を削除して議決された。

58年4月1日、千歳市総合福祉センターは落成した。午後3時にテープカットを行った後、4階講堂で関係者200人が集まり落成記念式典が行われた。施設の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階塔屋3階、敷地面積3364・275平方メートル、延べ床面積5835・317平方メートル、建設費17億2544万円。1階は総合保健センター（各種診断検査室、体力体格測定室、検査準備室、相談指導室）で、集団検診、衛生教育、健康相談、予防接種、結核検診などを実施。2階は心身障害児通園施設（肢体不自由児、知的障がい児、情緒障がい児、言語障がい児のための訓練、指導室、プール）、社協事務局、点字図書室、録

音スタジオ。3階はボランティアアビュロー（児童と老人のコミュニティ施設）で、家庭児童相談室、児童学習室、老人室、浴室、娯楽室、工芸教室、調理教室。4階はコミュニティセンター（体育室兼大会議室、ステージ付きの視聴覚室兼講堂）。施設管理は市が行い、受付や案内等は社協に委託した。営利目的以外は誰でも利用でき、福祉関連団体、公的団体は使用料を無料にした。

平成18年から公共施設の管理運営について指定管理者制度を導入してきたが、総合福祉センターは保健センターやコミュニティセンター、通園センター等、各機能が複合した施設であることから、指定管理者へ移行するメリットが少なく判断し、引き続き市直営で運営することとなった。26年現在は、総合福祉センター長の下で、受付・案内業務を含めすべての施設管理は市（健康づくり課が所管）により行われている。

参考文献

佐々木亨「近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観」『職業と技術の教育学』第17号 2006年／全国社会福祉協議会HP／全国民生委員児童委員連合会HP／千歳市『千歳市総合福祉計画』1991年、『千歳市地域福祉計画』2005年、『第2期千歳市地域福祉計画』2010年、『第3期千歳市地域福祉計画』2015年／千歳市社会福祉協議会『20年記念誌』1975年、『30周年記念誌』1984年、『50周年記念誌』2004年、『60周年記念誌』2014年／千歳市民生委員協議会『千歳市民協史』1967年、『千歳市民協史』1997年／『千歳民報』

第2節 生活保護

低所得者等要保護対策

昭和22（1947）年、食糧事情は深刻な状況にあり、特に施設に収容された無縁故の引揚者や長野隊帰農者などは、配給物資まで食糧と交換したが、越冬期を迎えて収入もなく食べるものに困窮している状況にあった。町は応急対策として元軍用古身欠き鯉の特配や雑穀等の重点配給を実施したが限界寸前の状態に陥り、フキ等の山草などで食いつなぐ厳しい生活となっていた。このため、民生委員が中心になり農村等に対して食糧の割愛運動を行ったところ、長都、中長都、釜加の各連合会や木臼小学校（後の中央小）児童を通じて米や大麦、そば、混合豆などが集められ、これら食糧を無縁故者等に配給して急場の危機が突破できたことを議会に報告していた。

世帯更生資金貸付制度（現・生活福祉資金貸付） 昭和30年に低所得世帯の自立更生のために貸付を行う世帯更生資金貸付制度が創設された。その後対象者も高齢者、身体障がい者等への拡大や資金種類の拡充を図り、平成2（1990）年に在宅福祉推進の観点から「生活福祉資金貸付」となった。実施主体は北海道社会福祉協議会であり千歳市社協が借入窓口である。

公益質屋 昭和31年12月、経済の低迷で生活が困窮する状況の中、町は生活保護の役割を担う庶民金融機関として「公益質屋」を開設した。事務室と管理人住宅（東雲町2丁目仲の橋たもと）に倉庫を備え、貸付金額は生活資金が1口10000円で1世帯50000円まで、生業資金が1口20000円で1世帯1万円まで。利息は月3分で流質期限を4ヵ月とした。当時の民営質屋の月9分と比較しても低利の貸付であった。しかし徐々に

生活援助諸法の充実が図られ、世帯更生資金の利用や世帯収入の増加、月賦販売制度の普及、小口金融の利用等により、利用状況も40年度721世帯、41年度577世帯、42年度には419世帯と漸減したため収支バランスが悪化し、赤字が累積する状況に陥ったことから43年3月で廃止となった。

生業資金貸付 昭和35年、やむを得ない事情により生活困窮に陥った市民の自立更生のために必要な資金の貸付を目的に生業資金貸付条例が制定された。貸付金は1世帯1口とし、10万円限度で償還期限は据置期間1年を含み5年以内とし、利率は年5分であった。

生活保護受給者の推移

戦後の生活困窮者を救済する生活保護法は昭和21（1946）年に制定され、生活・医療・助産・生業・葬祭の5扶助で構成され、貧困の救済を国家責任として無差別平等に保護する最初の制度であった。さらに22年に制定された日本国憲法に基づき生存権の保障と社会保障制度の確立を図るため改正され、25年に現行の生活保護法が制定された。扶助の内容も生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭の7扶助となり、平成12（2000）年には介護扶助が追加された。

救貧対策の公的扶助制度として発足した生活保護（生保）の状況であるが、昭和22年7月末現在における生活扶助受給者は206世帯815人であり、



写真8-1 公益質屋

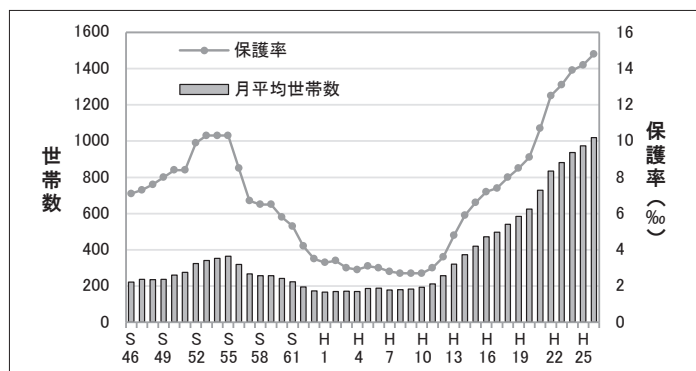


図8-1 保護率と月平均被保護世帯数の推移

25年に朝鮮戦争が始まり、翌26年、米オクラホマ州兵師団約1万5000人が進駐して来た。敗戦による就職難の時代で、賃金の高い進駐軍の基地で働く人をはじめ、米兵の個人消費をあてこんだ飲食業者や売春婦が全国から押し寄せ、風紀が乱れる一方で人口が増加し、まちの経済が活性化した。しかし、28年の朝鮮戦争休戦と、29年に自衛隊法が成立するなど日本が防衛力強化の方針を打ち出すとともに米

うち引揚者は147世帯565人と70割余を占め、戦災者33世帯、戦死者遺族・軍人家族15世帯、一般困窮者10世帯であった。また扶助を受ける主な原因の人員区分では「老者136人」、「16歳未満の幼者484人」、「病气、傷疾、その他231人」と報告され、子どもの要因が55割を占めていた（S22・8定例町議会）。

生保の実務は、民生委員との協議を得ながら町が保護認定をしてきたが、26年10月1日、社会福祉事業法の規程により、石狩支庁社会福祉課（社会福祉事務所）が設置されたことに伴い、生活保護法の実施機関はこれまでの町から支庁に変わり、町はいわゆる協力機関として事務に従事することになった。また、同年10月1日現在の生活扶助受給者は49世帯143人であり、翌27年には40世帯129人と減少した。

軍の撤退が始まった。米軍基地で働いていた駐留軍要員が解雇されたことから、米軍や駐留軍要員の消費に依存していた町の経済も大打撃を受け、大量の失業者が発生した。

こうした状況の中で、33年の市制施行とともに生保の実施機関は市に移管され、必置機関となった市福祉事務所が石狩支庁から事務引継ぎを受け業務を担うこととなった。

そして低迷する雇用・経済状況が反映され、被生保受給世帯・受給者（被保護世帯・者）は33年8月末現在184世帯587人となり、この年に売春防止法が施行されたことの影響もあったのか、さらに翌34年1月末では728人と24割増加し、特に「女性世帯が倍近くに増加していることは注目すべき事態で、適格な保護に留意し、青少年の不良化防止、売春婦の更生援護等に万全を期していく。救貧対策と共に防貧の原因探求と、企業誘致、授産等に一層考究する」（S34第1回定例市議会・市政の概況）状況にあった。

当時の生活扶助受給者（月平均）は、年間統計で34年817人になって以来40年738人まで700人以上の受給者数が続き、保護率も15割を超える高い状況（S42『千歳市民協史』）にあった。それからは毎年徐々に減少し、43年度から49年度は300人台、保護率も7割台になっていた（年度統計に変更）。

48年に起こったオイルショック等により49年には狂乱物価状況に陥り、マイナス成長となつて高度経済成長にも陰りが見え始めた社会情勢は、生活困窮世帯に大きな影響を及ぼしたのか、50年度からは被保護世帯・者（月平均）も260世帯514人と増加し始め、52年度以降は300世帯600人を超え保護率も上昇していき、55年度は365世帯692人、保護率10・3割にも達する状況となった。

こうした経済状況下において、長年運動してきた級地引き上げは、52年10月に3級地から2級地に区分変更された。また、被保護世帯が増加したこともあり、53年には相談・指導業務にあたる現業員（ケースワーカー）3人では、法定基準の4人を満たしていないと議会から指摘を受け、同年1人増員となった。

千歳市は、労働人口に占める公務員の割合が高いため、経済の変動、産業による罹災等による被保護世帯への落層は非常に少なく、また、高齢化率も4・2割（S55国勢調査）と、全道的にも「若いまち」と言われ生産年齢人口も多い状況にあった。さらに企業誘致や空港機能の整備などが行われてきた効果もあり、経済が徐々に好転し始めた57年度からは被保護世帯（月平均）は200世帯に、さらに62年度から平成10年度まで100世帯台に減少し、このうち平成元年度には最も少ない167世帯となった。保護率も63年度から平成12年度まで3割前後で推移し、10年度にはこれまでの最低2・7割までになっていた。

しかし道内の経済状況は、米国経済の急激な減速を背景とした厳しい雇用情勢が続き、15年は完全失業率が過去最悪となった。さらに千歳市の高齢化率も12年度に11割を超え、17年度には14・4割に達し「高齢社会」を形成するに至り、さらに26年度には20割に達した。かつては被保護の主な要因は傷病であったが、「超高齢社会」も目前という状況になっては、被保護の世帯類型も、20年には高齢者世帯が47割余りにも達し、社会構造の趨勢が反映される状況へと変わっていった。

こうしたことから、被保護世帯の自立意欲の向上を目指した日々の指導を行っているにもかかわらず、保護率も12年度から徐々に増え、13年度に4・8割、被保護世帯（月平均）320世帯に達した以降、15年度に421世帯598人、保護率6・6割、20年度は624世帯842人、

保護率9・1割、26年度は1020世帯1410人、保護率14・8割と大幅な増加傾向が続いている。

生保業務の現業員数は、社会福祉事業法（H12社会福祉法に改正）の規定「被保護世帯240世帯以下は3人とし、被保護世帯数が80を増すごとに1を加えた数」を基準に配属されてきた。52年に4人になったが、被保護世帯が減少する60年には3人体制となった。しかし、保護率が上昇するに従い被保護世帯数も増加したため、平成14年4人、16年5人、17年6人と増員して被保護世帯の相談・指導業務を行い、合わせて査察指導員（スーパーバイザー＝係長職）1人の体制で保護業務を担ってきた。さらに、派遣や臨時等による雇用形態の変化に対応するため、22年1月から就労支援員（非常勤職員）1人を配置し、稼働年齢層で就労阻害要因が認められない不就労者等の自立を促すための就労指導を行うとともに現業員も7人、翌23年には8人に増員して対応した。それでも被保護世帯数が増えたことから、24年度には現業職員の質を高めよりきめ細かな指導等を行うため、査察指導員を2人に増員して2係制にし、現業職員も1係5人の10人体制とした。加えて現業職員が被保護世帯の開始・廃止業務並び自立に向けた業務に専念できるよう、25年度から生活保護に関わる相談窓口業務を担う面接相談員（非常勤職員）1人を配置した。

注（1）被生活保護受給者の統計資料は、昭和21年から30年までは生活保護扶助別に受給者数が集計されていたため、主要な「生活扶助受給者」を用いてその動向を比較した。昭和31年以降は統計資料に基づき、「生活保護受給者」により動向を比較した。なお、混在する年度における受給動向を比較する際は、共通する「生活扶助受給者」で行った。

（2）保護率は、人口1000人当たりの月平均被保護者の比率を示す数値で、千分率の単位（%）で表記される。

(3) 生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低生活保障の観点から生活保護基準に地域差を設けているものである。昭和26年5級地区分から始まり62年に1級―1から3級―2と6区分に定められ現在に至っている。千歳市は2級―1。

参考文献

厚生労働省HP／千歳市『千歳市福祉の概要』昭和53年版・55年版・56年版・57年版・平成元年版・4年版／『千歳民報』／『北海道新聞』

第3節 児童福祉

第1項 児童福祉施設

児童福祉の概要

児童福祉法 終戦直後は戦災による孤児が全国で12万人を超える状況で路上生活など劣悪な環境を強いられ、治安面からも大きな社会問題となっていた。昭和22(1947)年、日本国憲法の施行とともに児童福祉法が制定され、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」(第1条)、「すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」(第1条第2項)とし、その責任は保護者だけではなく「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」(第2条)もので、これらは「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」(第3条)と規定されている。この法律により、これまでの孤児院は養護施設となり、児童相談所が設置された。また、家庭での養育困難等の児童を家庭環境の下で養育する里親制度も定められた。さらに、26年5月5日に児童憲章が制定され、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境の中で育てられる」との児童三原則が掲げられた。

平成元(1989)年、子どもの権利条約が国連で採択され、6年に日本は批准国となった。この条約は子ども自身が権利の主体者であるとし、子どもの最善の利益を優先させることを規定した国際条約であり、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの権利が保障されると定められた拘束力のある国際法である。

児童扶養手当 昭和36年、離婚や死別等による母子家庭の生活安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当法が制定され、児童（18歳に達する年度末まで、心身障害児は満20歳未満）を監護（養育）する母親等への支給を始めた。

平成14年には所得制限等の改正が行われ、22年8月、不安定な雇用情勢により経済的に厳しい世帯が増加してきたことから、これまで排除されていた父子家庭を含む全ての一人親家庭に支給することに改められた。また、12年の児童虐待防止の法制化後の24年8月からは、父または母が裁判所からのDV（ドメスティック・バイオレンス）保護命令を受けている児童を監護する者に支給が可能となった。なお、昭和57年1月からは国籍要件が撤廃され外国人も受給資格が認められた（特別児童扶養手当、児童手当についても同様）。

特別児童扶養手当 昭和39年には特別児童扶養手当法により、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進を図ることを目的に、国民年金法1級障害に該当する20歳未満の児童を家庭で監護している父母等に対し支給することとなった（S50～2級障がい者まで支給範囲拡大）。また、重度障がい児に対しては障害児福祉手当を支給することになった。

母子福祉・母子保健 児童の健全な環境の下での養育を進めるため、昭和39年に母子福祉法が母子家庭の生活の安定と向上を図ることを目的として制定された。女性が職業に就くことが困難な時代背景もあり、福祉の措置として資金の貸し付け、売店などの設置許可、製造たばこの小売販売業の許可、公営住宅入居への配慮などを規定した。56年には母子及び寡婦福祉法に改められ、増加傾向にあった父子家庭も対象とする母子及び父子並びに寡婦福祉法と平成26年に改称された。

さらに昭和40年には母子保健法が制定され、母性および乳幼児の健康の

保持・増進を図るため保健指導、健康診査などの規定とともに母子健康手帳の交付が始まった。また、児童福祉法に基づく助産施設は、健康上必要があるのに経済的理由から入院助産を受けことができない妊婦に対して、市は母子福祉、児童福祉の面からも経済的負担の軽減を図るよう45年4月に千歳市立病院に設置した。

さらに市は、平成19年度に母子家庭の母に対する職業能力の向上や専門的な資格取得等により、母子家庭の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、常用雇用転換奨励給付金の支給事業を実施した。

児童手当 昭和44年度に市は単独事業により、児童の健全な育成を助長し、福祉の増進を図る目的に、所得の少ない多子世帯の保護者に対して、国の制度に先駆けて児童手当の支給を実施した。市内に3ヵ月以上居住し、義務教育終了前の児童を4人以上扶養する市民税が非課税または均等割りのみの世帯に、第4子以降の児童1人に付き月額1000円を支給するものであった。しかし、該当する世帯からの申請が6割に満たない状況であったため、45年には所得制限を緩和して支給し、国の制度が開始されるまでの繋ぎ的な役割を担った。

その後国は、46年5月に児童の健やかな成長に資することを目的とする児童手当法を制定し、47年1月から18歳未満の児童3人以上を養育している保護者の第3子以降の児童に対し支給する制度だが所得制限が設けられた。当初は月額3000円の支給額であった。対象児童の年齢も始めは5歳未満であったが、10歳未満（S48）、義務教育終了前（S49）へと段階的に拡大していき、61年には義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童2人以上を養育している保護者の第2子以降の児童に支給へと改正された。この後、社会情勢や少子化など時代の変化に即応して、平成4年には

第1子から支給する制度に改正され、対象児童は3歳未満から義務教育就学前（H12）へ、さらに小学3年生（H16）、そして小学校終了（H18）までに拡大され、月額の支給額も3歳未満1万円、3歳以降第1子・2子5000円、第3子1万円となった。

22年に子ども手当法に改正され、支給対象を中学校修了までに拡大し、所得制限を撤廃したうえ、支給額を一律月額1万3000円とする子ども手当が支給された。しかし、23年に東日本大震災が起きたこともあり財源確保が厳しい状況から、24年4月に児童手当法に改正され、子ども手当から新たな制度として児童手当が支給された。対象児童は子ども手当と同様に中学校修了までとしたが、支給額は一律から、3歳未満、3歳～小学校終了前（第1子、第2子）、3歳～小学校終了前（第3子以降）、中学生の4段階に区分され、所得制限も設けられた。また、施設入所児童については施設へ、両親が別居の場合は児童と同居している親に支給することとなった。

子育て支援等 平成6年、わが国の合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1・46と史上最低を記録し、少子化が子どもの育成や社会・経済に与える課題を克服するために、総合的な少子化対策・子育て支援に向けた10ヵ年計画としてエンゼルプラン（H7～11）と保育整備のための緊急保育対策等5ヵ年事業が国により策定された。これを受けて市は10年度に子どもが健やかに育っていきける環境整備、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して産み育てるための千歳市子育て支援計画を策定した。国はさらに少子化対策推進基本方針に基づき、11年に新エンゼルプランとして子育て支援計画（H12～16）を策定し、子育て支援サービスの充実をはじめ、子育てと仕事の両立を目指す雇用環境の整備、母子保健医療体制の整備等8つの目標を掲げた。

15年に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした次世代育成支援対策推進法が制定された。これにより企業等に仕事と子育てに関する行動計画策定の義務付けと具体的な施策等の実施が盛り込まれ、26年までの時限立法が36年度末まで延長された。また、16年度には子ども・子育て応援プラン（H17～22）が策定され、子どもが健全に育つ社会環境、子育ての新たな支え合い等について10年後の目指すべき社会を展望しながら、5年間に重点的な施策を実施する計画とした。

市においても、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのため、出生から育児までを地域全体で支援する17年度を初年度とする子育て支援計画が策定された。19年から始まった身近な場所に親子交流等の場を提供する地域子育てサロン事業は、民生委員・児童委員、町内会組織などが一体となった市民活動となった。また、乳幼児を育てる世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業も始めた。併せて、保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったときに、施設で保護する子育て短期支援事業を行っている。

児童虐待 平成11年の児童買春、児童ポルノ禁止法に続き、翌12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定された。全国の児童相談所での児童虐待対応件数が急激に増加した状況から、議員立法により制定された。14年2月、市は児童虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止の体制づくりのために、児童相談所や千歳保健所、千歳警察署、千歳医師会などの関係機関等で構成する千歳市児童虐待防止連絡協議会を設立し、主に研修会や啓発活動を実施してきた。

16年度に児童福祉法が改正され、子ども虐待を含む要保護児童およびそ

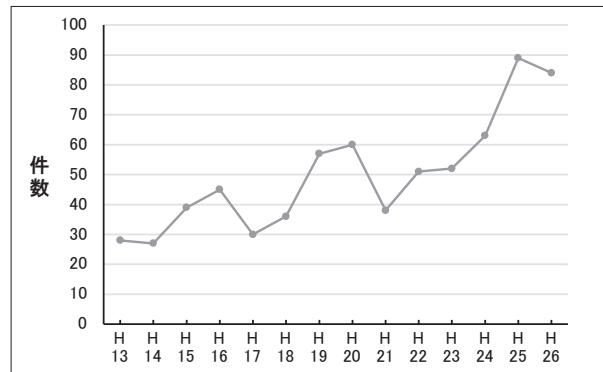


図8-2 児童虐待件数の推移

当者の役割分担の決定、援助や介入方法（支援計画）の検討を行うため、必要に応じて開催する個別ケース検討会議を設け、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行う体制を整えた。

児童虐待相談件数は13年度の28件が、増減しながらも増加傾向にあり、26年度84件となった。

市内における児童虐待の相談件数を20年度から26年度までみると、心理的虐待が5割⁵余りを占め、身体的虐待が3割³、ネグレクトが2割²の割合となっている。さらに、主な虐待者は実母が5割⁵以上を占め実父が3割³の比率だが、徐々に実父による割合も増加してきた。また、継母はあまりないが継父による虐待も平均7割⁷程度が見受けられた。

虐待を受ける要保護児童は、20年度では60件のうち0歳から3歳未満児

の保護者に関して、関係者間でその情報の交換と支援の協議を行う要保護児童対策地域協議会の設置が法的に位置付けられたことから、17年6月にこれまでの組織を改編して、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会に移行した。これまでの構成メンバーに加えて、保育所関係者、学校関係者、社協が新たに加わり、代表者会議のほかに、児童の実態把握や支援の総合的協議を担い、年数回実務者会議を開催することとした。

そして要保護児童の状況把握、要保護児童に対する支援方針の確立と担

が20件、3歳から学齢期前が22件と7割⁷が乳幼児で占められる状況であった。子育てに悩む実母による虐待行動を起こす構造が垣間見えていたが、その後の子育て支援政策などの効果もあつてか年々その件数が減少し、26年度には84件のうち0歳から3歳未満児が17件、3歳から学齢期前が14件と、乳幼児の割合が36・9割^{36.9}まで減少してきた。半面、20年度は小学生が18件30割³⁰、中・高生に至っては0件であつたが、虐待されていた乳幼児や小・中学生が成長するに伴って要保護児童の年齢層も移動し、26年度には小学生が36件42・9割^{42.9}に増え、中・高生に至っては17件20・2割^{20.2}と小・中・高生が63・1割^{63.1}も占め、虐待年齢にも大きな変化が表れていた。児童が成長してもなお継続的に虐待は行われていく、その根深さを示す状況となっていた。

市立保育所

千歳保育所 戦災による孤児や一人親など児童を取り巻く劣悪な環境下にあつて、昭和22（1947）年に児童福祉法が制定され、児童の健全育成を図るための保育所が規定された。これを契機に保母養成規定が、23年に保育所運営要綱が、24年そして26年には児童福祉法が改正され、「保育に欠けるものを保育所に入所させること」が規定されるなど保育体制の基礎が固まった。

多くの引揚者や被災者等が転住してきたのをはじめ、26年に進駐してきたオクラホマ州兵師団を目当てに全国から押し寄せた人ではまちは急激に膨張し、悪化する風紀や生活環境の中で、働く女性等から待ち望まれていた児童の健全育成を担う保育所が、29年5月5日、春日町2丁目（札幌公共職業安定所隣り）に千歳町立千歳保育所として定員60人で開設された。千歳初の保育施設は、保育室をはじめほく室兼乳児室、遊戯室、事務室、医務室、調理室等からなる89坪（約294平方メートル）の規模であつた。正職



写真 8-2 千歳保育所

映して、「家庭・周囲の環境の良くない子ども」にも入所資格を認め、小学1年に入学しても火気の心配がなくなるまで預かると、学童保育の先駆的な役割をも担っていた時期があった。さらに、保育所の目的がまだ一般住民に周知されていなかったのか、広報により保育所の目的や意義を啓発していた。

保育所を語る《働く人の子守役》 1. 保育所とは、どんなところか。

①保育所とは、家庭環境が、保育に欠けている「子ども」を預かって、母親に変わり子どもたちの生活が家庭的に暮らせるようにする社会保護施設である。②保育所は、生活に困る人のためでもなく、収入の多い人たちのためのものでもない。貧富貴賤の別を問わず、保育に欠ける子供を持つ人々のために利用される社会福祉施設である。③保育所は家庭生活の延長であり、保母は母親代わりである。④保育所は、勉強を教えるところで

員の所長（課長職）1人のほか、準職員の保母2人、公務生1人を配属し（S38保母職正職員化）、保育時間は毎日午前8時開所から午後4時退所になっていたが、特別の事情が認められるものは午後6時退所と柔軟な対応であった。また入所資格は満3歳以上就学までの児童で、母子家庭のもの、家庭に病人があり保育に欠けるもの、両親ともに働きに出て保育に欠けるもの、その他保育に欠けると認められたものとなっていた。しかし、当時のまちの状況を反

女性労働需要増の傾向が強くなり乳児保育施設の開設を迫られたため、44年に隣接する札幌公共職業安定所千歳出張所の東雲町（現・防衛事務所裏）移転を契機に、その施設跡を乳児保育室へ内部増改築したうえ、45年1月から2歳未満児の保育を定員30人で開始した。47年度には施設の老朽化に伴う防音改築工事を行い、より良い保育環境へ改善され、48年度に30人の定員増を図って90人で運営を行った。

その後平成20（2008）年度に民営化され千歳春日保育園として新たな歴史を歩みだし、千歳市立千歳保育所の歴史は閉じた。

真々地保育所 千歳川を渡って千歳保育所に通っていた不便を解消しようと本町、東雲町、朝日町地区に2つ目の公立保育所として昭和33年5月、マチ川沿いの朝日町6丁目15番に定員60人の真々地保育所が開設した。施設規模は、保育室3室のほか遊技室、医務室、調理室、事務室、教材室、公務生室が整備されていた。同年、児童福祉法に規定する保育に欠ける児童の健全な育成を図るため、市は千歳保育所、真々地保育所の設置に伴う保育条例を制定した。

保育所は木造のため、F-104ジェット機などの航空機による騒音

はなく、幼児を預かり、保護者の代わりとなって子どもの生活を保護育成する処である。⑤保育所は子供たちの保護者に代わって、保育するのであるから、保護者が労働する時間と職場へ往復する時間を加えた時間中保育するのが建前であるが、原則として、保育時間8時間と定められている。従って、子どもたちが唱歌や踊りが上手になったり、絵が良く描けることが目当てではなくて、子ども自身が家庭生活と同じような気持ちで、楽しく生活することができると、保育所生活の中に家庭の子どもとして、良い習慣を身に着けさせることが大きい目当てである。（S30・7・15『千歳町広報』）



写真 8-3 ママチ川沿いに新築された真々地保育所

保育所の歴史は閉じた。

末広保育所 昭和31年7月に季節保育所として15人の児童を収容したのが始まりで、その後2つの常設保育所で要保育児童を収容してきたが、36年頃には、共稼ぎの家庭が増えるにつれて常設保育所の増設要望が高まったものの、補助枠等の関係で建設が難しく季節保育所に対応していくしかない状況にあった。しかし早期設置が必要な状況から、これまで補助の要請を行ってきた北海道と再三の協議の結果、39年に運営費補助を受けられることになり、鉄道以北地区をカバーする末広町のうたり団地に3つ目の公立保育所となる末広保育所を建設し、同年10月に定員60人で開所した。そして、51年度に懸案であった騒音防止対策工事とともに定員増に向けた改築工事が行われ、52年3月からは新園舎において、定員90人体制のもとで運営を行ってきた。

がひどく、児童は遊戯や午睡が中断するなど保育に支障をきたしていたため、46年に東雲町3丁目へ移転のうえ騒音防止対策工事を施工し、同年11月に遊戯室のほか、3室の保育室を備えた明るい保育所が完成した。この移転に伴い、保育所入所希望児の増加に対処して定員を70人に引き上げ、合わせて3歳未満児10人の保育を行うことにした。

その後、平成24年度に民営化され、あずさ5丁目にあずさつくし保育園として移転開設し、千歳市立真々地

平成20年4月に千歳市総合子育て支援センター内に移転新築され、地域子育て支援センターや児童館、つどいの広場、学童クラブと連携した新たな保育所としてスタートし、27年度には幼保連携型認定こども園に移行することとなった。

北栄保育所 昭和39年度には北栄町および北信濃地区に北栄季節保育所（北栄町）を開設したが、この地区の人口増加は目覚ましいものがあり、各種企業の進出と相まって女性の労働需要も多く、共稼ぎの家庭が著しく増加し、保育施設の一層の充実が望まれていた。新たに北栄町（S44）新富2丁目）に、保育所としては全国で初めての防音工事を施し、道内一の遊具などを備えた保育施設を新たに建設し、44年1月に季節保育所から転換し北栄保育所として定員60人で開所した。その後、この地区は工業団地への企業進出や住宅地開発等で要保育児童数も増えてきたことから49年度に増改築工事を行い、定員90人体制となって保育を行ってきた。

平成27年度に末広保育園と共に幼保連携型認定こども園に移行することとなった。

障がい児保育 昭和53年4月から末広保育所、北栄保育所において、心身に障がいのある幼児のうち、体力的に集団生活に耐え得る幼児を受け入れ、自立と人間形成を高める取り組みとして、他の保育児童との総合保育を全道に先駆けて開始した。実施に当たっては、52年度から市内保育所の保母6人を選出し、障がい児保育の基礎を学ぶために道内外の施設における研修を行い、幼児の受け入れ体制を整えた。さらに、保育所長や医師、障害児訓練室職員、保健婦、養護教諭など24人で構成する千歳市障害児保育専門委員会を設置し、体力や着衣等の基本的な生活能力をはじめ成育を促す環境として保育の必要性等を審査して入所児童を決定することとし、初年度は、情緒障がい児3人、知的障がい児3人、肢体不自由児1人、

言語障がい児4人の11人を受け入れた。その後順次体制を整備しながら千歳保育所、真々地保育所でも受け入れを行ってきた。なお、54年に就学猶予・就学免除が原則廃止となり養護教育が義務化されたことから、これまで困難とされていた重度障がい児の保育内容や体制などを見直し、57年度から受け入れの開始とともに、私立保育園においても障がい児保育の取り組みを促進するため、専門保母配置にかかる費用の補助を始めた。

季節保育所・へき地保育所

国は、昭和32（1957）年に農繁期など地方産業の繁忙期において、保護者の労働のため保育に欠ける乳幼児に対し季節保育所を設置することとした。さらに、36年には交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等のへき地における保育を要する児童に対し、へき地保育所を設置することとした。へき地保育所の設置基準や設備・運営基準の適合は北海道知事が認め、指定する。

千歳市の季節保育所は、33年に観光業に従事する従業員等のための支笏湖季節保育所や千歳鉱業所従業員等のための美笛季節保育所が各定員30人で開設したのを皮切りに、農繁期の保育を担う目的で釜加地区と長都地区に開設した。農村部ではさらに、43年度までに7地区（東丘、幌加、協和、新川、駒里、泉郷、中央）に設置した。これらの施設は全て地域の集会所や公民館等の一部を借りて、農作業等が始まる4月から農閑期に入る11月までの期間、2歳児から就学前までの幼児の保育を行い、保母は市が派遣し、運営管理は地域で組織する各施設の運営団体に委託した。このほかに、31年7月から11月、末広町の清厳寺に季節保育所を設け定員15人を収容していた。

37年12月に蘭越生活館が建設され、市のウタリ対策事業の一環として保育所の併置も計画されていたことから、38年に生活館の一部を蘭越季節保

育所（定員30人）として開設し市直営で運営した。また、北栄季節保育所は北信濃地区等における農業者らの農繁期や同時期に季節的に働く住民の保育を担うため39年に開設し、市の直営で運営を行った。毎年30人程度の幼児が4月から11月までの期間入所していたが、43年12月に季節保育所は廃所し、翌年1月から常設保育所（北栄保育所）へ移行した。

東千歳地区には4つの季節保育所（新川、幌加、東丘、協和）が開設していたが、45年頃から始まった米の生産調整により農耕地の休耕や転職等による人口の流出などによって過疎化が進展し、入所児童数も定員の半数にも満たなく保育環境にも影響を及ぼす事態となった。このため4保育所が統合することで一定の入所児童数が確保でき保育環境の改善も図られると判断した。統合後の保育所は、38年に改築された東千歳中学校の木造平屋建て寄宿舎（46年度以降不使用）を改装し、広い遊戯室も備わった定員60人の東千歳季節保育所として49年5月から開所した。これに伴い、運営管理は4地区連合会による季節保育所運営委員会に委託することになった。50年12月、中央地区にあった北海道千歳北陽高等学校が市街地の新校舎に移転したため、旧校舎利用として51年4月に泉郷と中央の両季節保育所を統合のうえ、祝梅、根志越、中央長都地区の児童も収容する統合保育所の設置が決まった。公民館の間借りだった保育環境の改善と入所児童の安定確保に向け、旧校舎改修のうえ、52年4月に定員60人の中央季節保育所が開設した。統合後の運営管理は、中央、泉郷、祝梅、根志越、中央長都地区が連合して設立した運営委員会に委託し、10年の歴史を持った泉郷季節保育所は廃所となった。

美笛季節保育所は千歳鉱業所の従業員のために運営されてきたが、開所当時賑わっていた美笛地区も従業員数が年々減少し、会社の職住分離策により従業員が美笛地区から市街地へ転居することになったため、52年度限

りで季節保育所は廃所となり、17年余りの歴史が閉じられた。

農繁期等の幼児保育への要望に応えようと、公民館や集会所の既存施設を活用して農村部全域に季節保育所を設置してきたが、保育に対する保護者等の要求は変化してきた。このため、要綱に沿って設置基準等に適合すると道知事が認めるへき地保育所への転換に向けて年次的に整備を進めることとし、50年4月の支笏湖へき地保育所を手始めに58年度までに、残り6カ所（東千歳、中央、駒里、蘭越、長都、釜加）の季節保育所が全てへき地保育所となった。

しかし、各へき地保育所は、これまでの季節保育所を継続して使用していたため、多くは間借りのままであり、単独施設も老朽化が激しくなっていた。このため、新たに独立した保育施設の建設要望が強くなり、へき地保育所の整備計画を立て63年度から平成5年度までに状況を見ながら年次の整備を進めることとした。

長都、釜加両へき地保育所は、公民館や寿の家を利用してきたが、少子化や後継者難等の社会状況から入所児童も大幅に減少し、1カ所の保育所だけでは維持できない状態が続いていた。さらに、地域の住民活動による施設利用の支障にもなってきたことから、長都、中長都、釜加各連合町内会等からの要望を受け、2つのへき地保育所を統合して昭和63年に長都小中学校の隣接地に保育所を建設し、定員50人規模の長都へき地保育所として平成元年4月に開所した。

同年、東千歳へき地保育所は、旧寄宿舎を利用した施設のため老朽化が激しかったことから北欧風のモダンな施設へ全面改築し、翌2年4月、定員50人規模のへき地保育所となって新たに開所した。同じように旧校舎跡に設置した中央へき地保育所も老朽化が著しく、国道337号に面した立地のために車両騒音や振動被害、雨漏り等により保育事業にも支障が生じ

ていた状況から、立地場所を移設して6年度に改築工事を進め、翌7年4月に定員60人のへき地保育所になった。

駒里地区の生活や産業にも大きく影響する千歳川放水路計画が進展しない状況において、駒里へき地保育所は、利用している婦人ホームの老朽化が激しく、冬季になれば児童は防寒着の着用が必要になったり、凍結のため手洗い場の水の使用もできない状態で一刻も早い改修を必要としていたが、問題は立地場所であった。地区住民は農業後継者育成や地域生活向上のためにも現地で建て替える要望していたが、千歳川放水路事業が不確定な状況にあることを踏まえて移転を含めた協議が必要となった。しかし、児童の保育環境の改善を優先的に検討した結果、7年に駒里小学校の隣接地に移転して新たな専用保育所が建設され12月から保育が開始された。

この結果、市内6カ所のへき地保育所の改築は全て終了した。

保育所の民営化

平成15（2003）年、地方自治法の改正に伴い保育所の運営等に関わる規制が緩和されたこともあり、施設の老朽化が進んだ市立保育所の在り方について、16年に千歳市行革推進委員会は保育環境の向上や保育サービスの充実の面から民営化を検討すべきとの提言を行った。これを受け、行政改革推進本部は保育所民営化検討専門部会における検討の結果、障がい児保育の重要性をかんがみ2カ所は公立保育所として存続させ、残り2カ所の保育所の民営化を進めると決定した。このため、市は市民に期待される公立保育所の役割を担いながら、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」、「老朽施設の改善整備」など多様化する保育ニーズに応え、子育て支援施策を進める必要があることから、17年に「市立保育所の整備及び民営化計画」を策定し、千歳保育所、真々地保育所を民営化することを決めた。

保護者を対象とした説明会の開催のほか、事業主体の公募に向け、道内の学校法人や社会福祉法人を対象に保育所開設の意思や設置の前提条件についての意向調査を実施するなど慎重に民営化事業を進めた。

民営化する保育所は、鉄道より南の鉄南地区と北の鉄北地区に配置することにし、18年9月には、鉄南地区での保育所設置の事業者を募集した。建設地は春日町2丁目の千歳保育所用地を活用し、これまで同保育所が実施してきた乳児保育等の保育内容や入所児童の受け入れを継続していくことを応募の条件とし、用地は無償貸付とした。市内外から3法人の応募があり、保育事業の運営の実績等から審査の結果、学校法人白老日章学園（浅利徹理事長）を運営事業者に決定した。19年8月から新園舎建設に着工し、20年4月1日、千歳春日保育園として、民営化に転換した初の保育園は開園した。

続いて22年8月には真々地保育所の設置事業者を募集した。建設用地は市が指定したあずさ、北陽地区で、事業者が用地を確保することとし、真々地保育所児童を優先的に入所させ、さらに知事認可を得ることが条件となった。応募があった3法人から、これまでに保育所や幼稚園の運営に実績のある学校法人つくし学園が運営事業者に決定した。あずさ地区に用地を取得（市の運営補助に取得費含む）のうえ新園舎が建設され、24年4月1日、定員90人のあずさつくし保育園が開園した。

私設保育園

住吉保育園 昭和45（1970）年に住吉1丁目で15人程の要保育児童を預かる私設託児所「サンベビーホーム」として開所した。その後、住吉地区の人口増に伴い要保育児童も年々増え50人以上を預かる状況となり、施設面でも収容能力の限界を超えてきた。同地区は今後も住宅地として整備され、要保育児童も増えることが想定されるため、認可保育所に向けて

既存園舎を増改築し、木造モルタル平屋建て333平方メートルの園舎に、保育室4部屋と遊戯室、給食室などを設けた。そして運営団体である社会福祉法人恵愛会（岡本巖理事長）が法人認可を得、50年1月に定員60人の住吉保育園が開園し、市内の民間保育所として認可第1号となった。

その後、施設は老朽化と木造モルタル構造により騒音対策が必要な状況になったため、隣接地が住宅地として開発され、新たな要保育児童が見込まれる根志越地区に1741・86平方メートルの用地（現・豊里3丁目9）を求め、62年に防音工事と合わせた鉄筋コンクリート1階、延べ床面積461平方メートルの新園舎を建設し63年1月に移転した。

平成9（1997）年度には、増加する要保育児童に対応するために園舎を174平方メートルの増築と内部改装を行い、待機児童の実態に配慮し定員増は3歳未満児と4歳以上児各12人、3歳児6人を配分し定員90人とした。

北斗保育園・アリス保育園 北斗、桜木などの新興住宅地の開発が進むにつれ、市政懇談会等を通じて同地区への保育施設建設の要望が強まってきた。市は、昭和54年度に自由ヶ丘、桜木、北斗、富士、上長都など国道36号から南西地区の要保育児童を中心に収容する保育所の社会福祉法人による設置について検討していたが、市内で幼稚園を運営している学校法人千歳学園（横田博理事長）から設立計画の提出を受けた。市は国の補助条件が有利な民間保育所の建設に向け、55年度に建設場所である北斗中学校隣接地の市有地3301・25平方メートル（北斗5丁目）を無償貸与することとした。国の保育所設置整備事業補助を受け、定員60人規模の園舎の建設を進めたが、自由ヶ丘、桜木を含めた北斗地区が新興住宅地であることから、将来の定員増を見越した施設規模となっていた。そこに北海道から、新たに補助を受け定員をさらに30人増員できないかとの打診があり、建設中の園舎が定員90人の設置基準を確保できる規模であるため、市と協議をして

これを受け入れ、一部設計変更を行った。鉄筋コンクリート平屋建て約602平方メートルの園舎に保育室4室、乳児室、ほふく室、遊戯室など11室を整備し、暖房設備には給湯して暖める床暖方式が採用された。

運営団体として社会福祉法人千歳洋翔会（横田博理事長）の法人認可を得、認可保育所として56年4月に北斗保育園が定員90人（2歳未満児9人、2歳児18人、3歳児27人、4歳以上児36人）、保育8人を含め職員14人で開園した。

北陽、勇舞地区における土地区画整理事業等により宅地開発が進み、長都駅前やあずさを含むこの地域は、人口の急増とともに増える要保育児童を収容する保育施設が無く、将来的にも保育需要が見込まれる地区であった。平成10年度、千歳洋翔会が勇舞1丁目の市有地3340平方メートルの無償貸与を受け、定員を0歳児から5歳児までの90人とする鉄筋コンクリート平屋建て延べ床面積830平方メートルの園舎を建設し、各年齢園児の保育室や保育室、調理室などを整備した。また、将来の要保育児童の増加を見越して0歳児と1歳児の保育室は広めに建設するとともに、市内では初めての地域子育て支援センター（詳細後述）を保育園に併設した。11年4月、認可保育所としてアリス保育園は定員90人で地域子育て支援センターと共に開園し、加えて午後7時までの1時間延長保育を始めた。さらに23年4月、要保育児童の増加に対応するため30人の定員増を図り、総勢120人規模とした。

向陽台保育園 市街地から5キロの距離があり昭和53年度から職住近接型の住宅地として開発が進む向陽台地区は、企業の進出と相まって人口が増えるに連れ働く女性も増えてきた。「地域に保育所を」との住民の強い要望から、55年4月、土地開発公社の依頼により向陽台会館で定員20人の無認可の向陽台保育所（神藤昌子所長）が開所した。しかし、住宅が建設さ

れるに連れ増え続ける要保育児童の受け入れ先が向陽台保育所しかなく、入所できない児童は市街地の保育所まで通所しなければならない不便な状況から、向陽台地区にあつては認可保育所の設置が急務となった。こうした実情に対応すべく市の呼びかけに応じた9人が、57年2月に法人設立準備委員会を立ち上げ保育所建設に取り組んだ。58年度には事業費を道や市の補助、民間からの借り入れや寄付金により賄い、市から無償貸与された向陽台小学校横に確保されていた保育所建設用地3661平方メートル（若草5丁目）に鉄筋コンクリート平屋建て458・3平方メートル、定員60人規模の施設建設を進めた。翌59年2月に保育所の運営団体である社会福祉法人千歳社会福祉協会（伊藤弘二理事長）の法人認可が得られたことから、認可保育所として同年4月に開園した。

つくし保育園 待機児童の解消と定員越え入所等の改善を図るため、学校法人つくし学園（梅原信子理事長）は、平成17年4月からつくし保育園（高台2丁目）をつくし幼稚園に併設して開設した。幼稚園の機能と連携した保育園であり、鉄筋コンクリート造2階建て延べ床面積約470平方メートル、0歳児から5歳児までの定員60人規模で、市内5カ所目の民間認可保育所となった。

家庭内保育室

昭和40年代に入ると、工業団地造成による企業誘致や空港整備等が進み、人口の増加とともに共働き世帯が増えて、保育所への入所希望者も大幅に増え、乳児の受け入れを望む保護者も増えたことから、昭和45（1970）年に千歳保育所、翌46年には真々地保育所に乳児保育施設を併置した。しかし、母親の就労意欲・環境と相まって0歳児保育への要望も年々強まっていた。その施設設置基準を満たすのが困難な状況にあった公設保育所に代わり、保育の資格を持ちながら家庭に入っている人材に協力を求め、居

宅等で保育を引き受ける「家庭内保育」制度を52年4月、神藤家庭保育室（末広新町高台2丁目＝現・高台2丁目）において3人の定員から開始した。

道内他都市に先駆けて始めたこの制度は、千歳市私設保育所補助規則の施設基準や運営内容等に則り、私設保育所指定を受け、市が定めた保育料相当額の補助を受けて運営してきた。しかし0歳児を受け入れるための設備や2部屋必要な保育室の確保、運営に関わる備品等の費用は全て個人負担であり、食事の用意や代替え保育など多くの問題を抱えながらも保育のボランティアに頼るところが大きい制度であった。62年度からは暖房費補助の支給、平成4（1992）年からは、定員割れの場合でも補助金支給と一部改善されてきた。

この家庭内保育制度は小規模による手厚い保育が評価され、22年の児童福祉法改正により「家庭的保育」として制度化された。それに基づき千歳市家庭的支援員が1人配置され、保育の指導や相談業務に当たってきた。これまで延べ16の保育室がこの制度を支えてきたが、その中で特に小玉家庭内保育室、ありんこ家庭内保育室、さくら保育園は、30年以上継続して千歳市の0歳児保育を担ってきた。

夜間保育所

昭和50（1975）年、「夜間勤務のある病院や飲食店等で働く女性のために夜間保育所を」の市議会等の要望に応え、福祉事務所は市内の既設保育所や他市の夜間保育所の利用状況等を調査したが、利用者は少ないと判断し設置を断念した経緯があった。その後61年に男女雇用機会均等法が施行され、企業誘致等により市内の雇用機会も拡大し、サービス業や製造業を中心に女性の職場進出が増加したことから、63年度に再度、就学前の子を持つ2000世帯を対象にアンケートによる需要調査を実施した。そ

の結果、一定の利用者が見込まれることから、市は民間による設置・運営を基本に、平成元（1989）年に開設希望者を募集した。開設場所は、東雲町1丁目の眼科医院だった建物を借り受け、対象児童を保護者が夜間就労のため保育を必要とする児童とし、入所定員は20人、保育時間は午後6時から午前1時までとした。保育所運営のため保育料2人分の人件費を市が補助し、開設責任者は市内居住者とする条件であった。

同年5月1日、市内で初めて夜間に保育する施設として、たんぽぽ夜間保育園が開所し、4人の児童が入園した。千歳市夜間保育事業実施要綱（H元施行）に基づいて宮本ヒロ子が運営することになった。保育料を月額3歳未満児2万円、3歳以上児1万5000円と定めた。

8年に施設を東雲町4丁目に移転し、夜間、家庭の保育に欠ける乳幼児を親にかわり専門の保育・保健婦が暖かい家庭的な雰囲気の中で保育を行うことを信条として、働く保護者と児童の安全安心へのサービス提供を行っている。

幼保連携型認定こども園

平成18（2006）年10月、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）が施行され、幼稚園と保育所両方の機能を持つ認定こども園が開始された。この制度には幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設）、保育所型（認可保育所が、保育を必要としない子どもを受け入れる）、幼稚園型（認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保する）、地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設）の4つの施設類型があるが、これまでの法体系から幼稚園と保育所それぞれに認可が必要となる事務の煩雑さから認定件数が伸びなかった。さらに保育所等への入所がでず就労機会を十分に確保できない親たちが

らの待機児童解消が大きな社会ニーズとなって、26年に認定こども園法が改正され、27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなった。

幼保連携型認定こども園制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた支援制度であり、市が実施主体となって質の高い幼児教育、保育の総合的な提供や保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組むことになった。さらにこの制度では、幼稚園、保育所などを通じた共通の給付および小規模保育等へ新たに財政支援を行う給付が創設されたほか、利用者支援などの子育て支援の拡充や、これまで、教育部門と児童福祉部門とに所管が分かれていた幼保連携型認定こども園の認可業務も北海道へ一体化されるなどの改善が図られた。また、親の就業時間に関わらず、幼稚園と保育所との機能を一体的に受けることができ、3歳以上児は保護者の就労の如何を問わず入園が可能となるため、保護者の離職や再就職時でも同一施設の継続利用が可能となり児童や保護者には望ましい施設となった。ただ園には保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つ「保育教諭」の配置が求められるが、制度開始後5年間の経過措置として資格取得条件が緩和される。市は、認定こども園を利用したいとする保護者の意向を踏まえ、27年度には公立保育所の末広保育所と北栄保育所を幼保連携型認定こども園に移行した。また、私立でも計10施設の幼保連携型認定こども園が誕生した。

第2項 子育て支援

子育て支援計画と支援事業計画

国は21世紀の少子化社会に対応するため、平成6（1994）年に、社会全体での子育て支援策の推進や保育サービス等の充実を目的として、

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定した。

市においても年少人口が減少している状況から、子どもが健やかに育つための環境整備、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して生み育てることができるとの子育て支援施策を計画的に推進するため、9年度に千歳市子育て支援計画（ちとせつ子すこやかプラン）を策定した。計画期間を9年から16年までの8カ年とし、対象を0歳児から9歳児までを中心に、社会全体が子育てを支援することで、「子どもたちの笑顔があふれるまち・ちとせ」の実現を目指す計画とした。その基本的方向として、「家庭における子育て支援」、「子育てと仕事の両立支援」、「地域における子育て支援」、「豊かな人間性を育む教育の充実」、「子供に優しい生活環境づくり」を定め、地域子育て支援センターや学童クラブ、児童館、認可保育所の整備を図ることとした。

15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、行動計画の策定が義務付けられたことから、千歳市次世代育成支援対策地域検討会による審議のうえ、17年に千歳市子育て支援計画（前期計画）を策定した。計画期間は17年から21年までの5カ年とし、基本理念に「すべての子どもが健やかに安心して育つまち」、「すべての家庭が安心して子育てできるまち」、「地域全体で子育てを支えるまち」を掲げ、加えて7つの基本目標により成り立っている。特に千歳市は、子育て世代が若く転勤世帯が多いことから、子育てが孤立しやすい環境にあり、地域全体で支える環境づくりが必要のため、子育て支援事業の中核を担う子育て総合支援センターや地域子育てサロン（詳細後述）の整備を進めるとした。

この前期計画を踏まえ、基本理念、基本目標を受け継ぎ、地域全体で子育てを支援する後期計画を22年に策定した。計画期間を22年から26年に定

め、計画を着実に進めるため、子育て総合支援センターを中心に子育て支援のネットワークを整え、地域全体が連携して、子育てを支え合う環境を目指すとした。

24年に、子どもが健やかに成長することができるとする社会の実現に寄与する目的で、子ども・子育て支援法が制定されたのを受け、市は26年3月に第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画（H27～31）を策定した。計画策定に当たっては、市民ニーズを踏まえて作成するため、25年6月、学識経験者や保育関係者、企業、公募した保護者等16人で構成する千歳市子ども・子育て会議を設置して審議を行った。基本理念を「すべての子どもが健やかに育つまち」、「すべての家庭が安心して子育てできるまち」、「子育て世代に選ばれるまち」とし、8つの基本目標の下に、学童クラブや児童館の利用拡充策、地域子育て支援センターの拡大整備、子育てコンシェルジュの配置、インクルージョン保育の実施等、20の主要施策を計画した。

児童館・学童クラブの開設

昭和26（1951）年にオクラホマ州兵師団が進駐して、千歳のまちは急激に膨張した特殊事情もあり、鍵っ子児童の健全育成が求められ、29年千歳保育所が開設した際、小学1年生を預かったのが学童保育の始まりであり、33年3月に東雲町1丁目の旧・町役場庁舎に移転した公民館内で学童保育が実施されていたが、35年に市は幸町4丁目の旧・幸病院の建物に千歳児童会館を開設した。収容人員が拡大され小学1年生から4年生までの児童28人を放課後から午後5時まで預かっていた。千歳児童会館は児童福祉法（S23）に基づく児童福祉施設として整備されたが、38年、北栄町に建設された千歳小・中学校特殊学級（後の北進小・中学校）に移設した。特に千歳市は共稼ぎ世帯が増える状況となっていた中、全国的に激増した「鍵っ子」対策として41年に文部省が打ち出した留守家庭児童会育成事業

業費補助制度を受け、同年6月から、千歳・北栄・末広・緑の各小学校に留守家庭児童会を開設し、専門指導員1人を配置した。会費はおやつ代300円だった。地域ごとの設置は利用しやすく通所児童は大幅に増加したが、各学校では放課後に教室の利用が制限される課題があった。そのため新たな児童会館の建設が必要と計画されたが、児童と老人の福祉施設を合わせた共同利用施設を建設することとなり、閉館した千歳市社会福祉会館の一部を取り壊して43年東雲会館（東雲町1丁目10番地）が建設された。ここでは、留守家庭児童会の優先的使用が認められ、千歳小学校のおおぞら児童会が移設し、青空学級となった。その後、北栄小、緑小の3カ所で運営したが、通所児童数の減少等の諸事情から、47年以降は東雲会館の青空学級の1カ所となり、遠方からの通所が困難な状況から、通所児童は千歳小の6人程度まで激減する事態となった。

51年に厚生省が都市児童健全育成事業実施要綱を打ち出し「児童育成クラブ」の設置・育成事業を開始した。52年から「鍵っ子対策」は、子どもの健全育成を図るためにも教育的指導だけではなく福祉的政策が重要となり、教育委員会から福祉事務所へ所管替えとなった。

福祉事務所では、これまでの調査で最も要望の多い信濃地区への学童保育所の開設を目指し、施設確保に向け町内会等に情報を求めた結果、信濃2丁目の旧・信濃町内会館を借り受け、信濃学童保育所として定員40人で、52年10月に開設した。このことにより青空学童保育所（旧・青空学級）定員30人との2カ所体制で、小学1年生～3年生までの保育に欠ける学童を対象に、保育料は保育所における3歳以上児の保育料の半額として運営した。その後も59年つばさ学童保育所（末広会館・定員30人）、60年ひまわり学童保育所（向陽台会館・定員30人）を開設し、地域の留守家庭児童の保育を行った。なお、東雲会館内に設置されていた青空学童保育所は、61

年に総合福祉センターに移設されたが、平成11（1999）年以降は千歳小学校の空き教室を改装した専用施設で運用されてきた。

8年に制定した児童館条例において、「児童に健全な遊びの場を与え、健康を増進するとともに、豊かな情操の育成を図るため」児童館を設置すると定められ、合わせて放課後児童対策事業を実施し、効果的な取り組みを進めていくことになり、併設して学童保育所の整備が図られた。

同年、ひので児童館とふれあい学童クラブ（青葉5丁目）が開設したのを皮切りに、10年しなの児童館・信濃学童クラブ（富士2丁目）、12年ほくおう児童館・すこやか学童クラブ（北斗5丁目）、13年しゅくばい児童館・祝梅学童クラブ（弥生2丁目）、14年せいりゅう児童館・清流学童クラブ（清流2丁目）、16年いずみさわ児童館・ひまわり学童クラブ（柏陽2丁目）、20年ちとせつこ児童館・ちとせつこ学童クラブ（花園4丁目）、22年ほくよう児童館・なかよし学童クラブ・にじいろ学童クラブ（勇舞3丁目）、26年希望が丘児童館・希望が丘学童クラブ（新富1丁目）が逐次整備された。

また、核家族の進展や女性の社会参加に伴い、共働き世帯が増加する社会情勢を踏まえ、児童福祉法改正（H9）により、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に、「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と定め、実施場所として余裕教室や児童館などが示された。

これを受け、学童クラブの待機児童解消を図るため、市は空き教室を学童保育に活用する協議を学校側と行い、自校の児童の健全育成のためにと理解を得て、14年度から緑小学校内に緑小学学童クラブ（定員30人）が専用

の玄関を設け、学校との区分を明確にすることを条件に初めて開設した。その後、向陽台小学校（H14）、末広小学校（H18）、北陽小学校（H18）に教室を利用した学童クラブ（定員30人）を設置した。各学童クラブには保育士や教諭免許のある学童クラブ指導補助員を配置してきた。

26年度までには、学童クラブ開館時間を午後6時30分まで延長、土曜日、長期学校休業日の開始時間を午前8時へと繰り上げ、対象学年を障がいのある児童を含め小学3年生から4年生までに拡大し、総定員数も460人から760人へと大幅に増員を図った。

加えて全ての児童館では、学校から直接児童館を利用できる登録児童の「ランドセル来館」を実施し、留守家庭児童の安心・安全な居場所とするほか、開館時間を1時間延長して中高生タイムを導入し、中高生の放課後の居場所づくりと受け入れ体制の充実を図り、自主的な活動の場とした。さらに、利用する児童が明るく衛生的な環境の下で、適切な支援の下で健やかに育成されるよう、26年には放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定した。

子育て総合支援センター・子育て支援センター

地域子育て支援センター 近年の少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てについて気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっていた。こうした状況を受け、国は地域全体で子育てを支援するため、保育所機能を活用した地域子育て支援センター事業を、平成7（1995）年度から実施することとした。その事業目的は「子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育需要に

応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、特別保育事業等を積極的に実施するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うこと」とした。

千歳市は転勤世帯の割合が高く、子育て世帯の孤立化を防ぐことが課題であることから、9年に策定した子育て支援計画において、家庭での子育てを補完する施設である地域子育て支援センター事業に取り組みとした。その先陣を切って11年4月に社会福祉法人アリス保育園は、併設して地域子育て支援センターを開設し、子育てに関する多様な需要に対応するため、子育て相談、子育てサークル支援、子育てに関する情報提供などを市の委託事業として実施した。その後市は、ちとせつこどもセンター（H20）、げんきつこどもセンター（H26）を整備した（詳細後述）。

つどいの広場 平成14（2002）年4月に、国はさらに子育てへの負担感の軽減を図ることが必要と、つどいの広場事業を実施することとした。この事業は、主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、語り合い、交流が図られる場を提供し、子育てに関する相談、援助の実施や地域の子育て関連情報の提供、子育ておよび子育て支援に関する講習の実施を行うものである。このため、特に孤立しがちな子育て世代が多い千歳市の特性から、17年6月に市立図書館2階（H20）子育て総合支援センターへ（移設）につどいの広場を開設し、子育てアドバイザー2人を配置して子育て相談や市の子育て情報の提供などを行い、専門的なアドバイスが必要な場合は、関係機関等と連携を図ってきた。当初は市の運営であったが、地域で子育てを支援するという事業の趣旨からも19年11月に「市提案型」市民協働事業として、つどいの広場の運営団体を募集した結果、保育士等の資格を持つ5人で結成された「with いっしょに」がその任を果たしてきた。

子育て総合支援センター 平成20（2008）年4月、市は千歳市子育て支援計画に基づき、市内2カ所目となる地域子育て支援センター（ちと

せつこどもセンター）を含む子育て総合支援センター（ちとせつこセンター）を開設した。建設に当たっては、先進都市の視察状況や保育士の意見等を反映させ、開放的な施設を目指し部屋の間仕切りを少なくし、地域の高齢者も安心して訪問できるバリアフリー構造の施設とした。また、このセンターは、ちとせつこどもセンターのほか、末広保育所、ちとせつこ学童クラブ、ちとせつこ児童館、図書館から移転したつどいの広場で構成する道内でも初めての複合施設とした。ちとせつこどもセンターが主体となり、子育て情報の提供、親子教室・ボランティア養成講座の開催、相談対応等を実施するほか、子育ての関係機関等によるネットワークの構築、主任児童委員、民生委員・児童委員、町内会等が主催する子育て支援の場である地域子育てサロンとの連携、子育てサークルの支援や出前講座の実施等、各種ソフト事業を通し、地域全体で子育てを支援するための拠点機能を担うことを目的とした。その複合施設としての機能を有効に生かすために、各施設間の情報の共有化を目指し代表者会議の開催や保育所から学童等へ児童の育成状況を共有し、問題行動に対しても適切な対応を図ることができている。また、移転後のつどいの広場の運営は、市民協働による市民団体を再募集し、「Ella（エラ）つなぐ」が行っている。

子育て支援センター 鉄南地区における地域子育て支援センターは、東日本高速道路(株)千歳工事事務所（新富1丁目）の社屋を譲り受け、平成24（2012）年度実施設計、25年度改修工事を終え、26年3月27日に地域子育て支援センター（げんきつこどもセンター）、希望が丘児童館、希望が丘学童クラブで構成する複合施設・北新子育て支援センター（げんきつこセンター）として開館した。また、この施設は十分な広さを有していることから、学童クラブの定員を50人に増員することや施設の構造を生かして児童が楽しく利用できる施設整備を行うなど、複合施設ならではの

世代間交流事業を始めとした地域の特性を生かした事業を展開し、放課後児童対策の充実や安心・安全な子どもの居場所づくりなど、子育て環境の一層の充実を図った。げんきっこ子どもセンターの主な事業は、つどいの広場、げんきっこ子育て塾、子育て相談、遊びの広場、地域子育てサロン、子育てサークル支援などである。なお、ここでのつどいの広場の運営は市の直営である。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート（ファミサポ）事業は、平成6（1994）年に労働省（現・厚生労働省）が仕事と育児の両立支援特別援助事業として創設した。ファミサポ事業は、地域において子育ての援助活動を行う登録された会員により実施され、0歳から小学校6年生までの子どもを、仕事やリフレッシュ等で子育て支援を受けたい「依頼会員」と、センターが実施する講習会を受講した子育ての支援をする「提供会員」が、ネットワークをつくり、会員相互の信頼関係のもとで子育て家庭を支援するものである。

当初は、子どもをもつ家庭の仕事と育児の両立支援が目的となっていたが、13年度からは、児童福祉という目的も合わせられ、それによって援助を受けられる対象が「専業主婦等子どもをもつすべての人」に拡大された。これを受け、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進め、仕事と育児の両立や地域の子育て支援を行い、福祉の増進や児童の福祉向上を図ることを目的に仕事と育児の両立支援特別援助事業実施要綱を定め、千歳市社会福祉協議会に事業実施を委託し、14年4月1日、ファミサポ・センターを同事務所内に開設した。

センターには、4人のアドバイザーが勤務し、ファミサポ事業内容の周知や啓発活動、会員の募集・登録、相互援助活動の調整等を行っている。

ファミサポ事業は、子育て支援を受けた依頼会員から、市が定めている

1時間600円の利用料を提供会員に直接支払うことで運営されており、初年度は会員158人、援助件数362件で開始したが、26年度には、援助件数が2000件余りに増加し、依頼会員も698人と、ファミサポ事業による子育て支援への高い信頼と評判を得てきた。しかし支援を提供できる会員数が357人のため援助依頼に十分に対応できず、ファミサポ制度の維持に向け、提供会員を増やすことが大きな課題になっている。

子育てするなら千歳市

国による平成27（2015）年4月からの子ども・子育て支援新制度を先取りし、市は定住促進策の一環として子育て支援を位置づけ、26年度から「子育てするなら、千歳市」をキャッチフレーズに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない先進的な支援に取り組み、「子育て世代に選ばれるまち」を目指した。

そして、共働き家庭、片働き（専業主婦）家庭、ひとり親家庭などに対する子育て支援を充実させることで、千歳の未来を創り、女性が社会で活躍し、定住促進による人口増加や地域経済を活性化させ、市のイメージアップを図る政策に取り組みこととした。

事業の構築に当たっては、「時代の要請に応える施策」、「子育ての孤立化を防ぐきめ細やかな施策」、「子育てするなら、千歳市に相応しい施策」

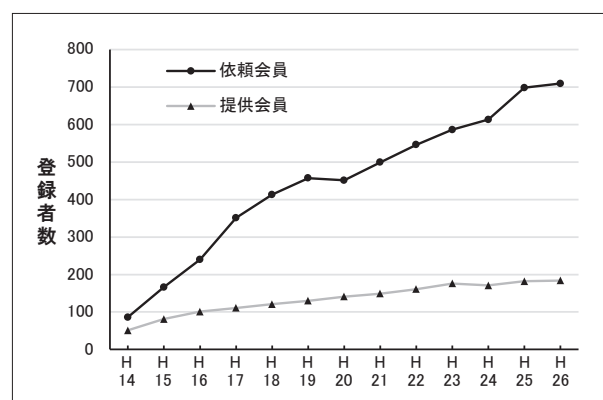


図8-3 ファミリー・サポート・センター登録者数の推移

の3つを基本的な考えに据えた。さらに、子育て支援は総合的な施策を進める必要があることから、母子保健分野、児童手当・要保護児童分野、保育分野、子育て支援センター・児童館・学童クラブ分野、障がい児分野の各所管部署が連携して事業を実施することとした。

子育て世代が「子育てって楽しい」と実感できることを目指し、次のとおり5つの基本コンセプトに対応した22事業をパッケージで提供することとした。

- ① 子どもの健やかな成長」学童クラブの対象学年・定員の拡大、ランドセル来館の導入、中高生タイムの導入、障がい児のためのインクルーシジョン保育の導入、養育支援ヘルパーの派遣、5歳児相談の導入。
- ② 「子育て世代の移住・定住促進」ちとせ子育てコンシェルジュの導入、ちとせ版ホームスタート（訪問型子育て支援）の導入、ランチデー・ランチタイムの導入、子育て支援センターの拡大、転入親子ウェルカム交流ツアーの導入、新制度における保育料の独自軽減の拡充。
- ③ 「女性の妊娠・出産・就業の支援」不妊治療費助成事業の導入、いいお産の日inちとせのイベント開催、幼保連携型認定こども園の普及促進、保育士等人材バンクの支援導入。
- ④ 「住民のワーク・ライフ・バランスの向上」げんきっこセンターの開設、子育て支援センターの休日開館等の導入。
- ⑤ 「家庭や地域での子育て力の向上」9館合同児童館まつりの開催、公立子育て施設による子育てプログラムの導入、子育てガイド&おでかけMAPの作成・配布、子育てスキルアップ講座の導入。

参考文献

旭川市「へき地・季節保育所の概要について」HP／向陽台保育園『五周年記念誌』

1989年、『十周年記念誌』1995年／たんぽぽ夜間保育園HP／千歳市『千歳市子育て支援計画（前期計画）』2010年、『第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画』2015年／千歳市社会福祉協議会HP／内閣府HP／『千歳民報』／『北海道新聞』

策基本法（H12施行）、さらに9年に介護保険法（H12施行）が制定され40歳以上の国民が介護保険料を負担し、市が保険者となって要介護・要支援者に対して各種介護サービスを提供する制度が確立した。その後17年の同法改正により高齢者の支援窓口となる地域包括支援センターが創設された。また、高齢者虐待防止法により、高齢者の権利擁護を図ることとされた。

福祉プランを策定し、長寿社会対策の充実を図るために市民福祉公社構想を盛り込んだ。4年度から具体的な作業に着手し、6年度に千歳市福祉公社設立準備委員会を立ち上げ、公社名や組織等について協議を重ねた。

7年2月、高齢社会への進展を見据え、高齢者が地域で自立した生活を送るための在宅福祉サービスを提供する中心的な役割を担う機関として、(財)千歳福祉サービス公社(須川正直理事長)が市の出捐金1億円余を得て設立された。札幌市に次いで道内2つ目の福祉公社であり、教育委員会庁舎に事務所を開設した。市のホームヘルプサービス事業をはじめ、9年からは在宅福祉総合センター(新富1丁目、H9・4開設、詳細後述)に事務所を構えて、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ヘルパー・ステーション、訪問給食サービス事業等の運営業務を受託した。さらに12年度から始まった介護保険事業に伴い、祝梅在宅福祉センター(流通3丁目、H12・4開設、詳細後述)を含め、各センターにおける介護事業を実施するとともに、18年度からは両施設の指定管理者となつて、これまでの委託事業と施設の管理運営業務を担った。合わせて地域包括支援センター(詳細後述)業務を受託するなど、市の在宅福祉サービス事業の中心となつて先駆的な役割を担った。

20年に公益法人制度改革三法が施行され、5年間の猶予期間までに財団

法人から公益法人等の新たな組織形態へ移行する必要が生じた。このため様々な移行ケース等を比較検討したうえで、公社の設立趣旨やこれまでの在宅福祉サービス提供機関としての責務等を担うためには、地域福祉の中心として活動している千歳市社会福祉協議会との統合が、利用者の利益に沿うものと判断した。

24年6月に「千歳市社会福祉協議会及び千歳福祉サービス公社の統合に関する協議会」を市の参画も得て設置し、法人業務の基本的事項や統合に向けての課題事項等を協議した。その結果、社協が公社の全事業を引き継いで統合することは、地域の見守りから福祉・介護・保健・医療等につなげる総合相談窓口が整備され、福祉ニーズに対応した適切なサービスを提供できる一貫した体制の強化が図れるものとして合意に達した。24年10月に山口市長立会いの下で力示武文社協会長と佐々木勝利公社理事長により統合協定書を締結した。これを受け、25年3月、公社は解散のうえ同年4月社協と統合となり、常勤全職員75人が転属した。解散後は清算人により清算手続を進め、残余財産確定にて8月に市へ出捐金の全額返納と社協へ残余財産寄付の後、清算人会で承認を得て公社の清算が終了になり、その後は社協が高齢社会の在宅福祉を支える新たな責務を担うこととなった。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

千歳市高齢者保健福祉計画 平成元（1989）年に国は、高齢社会を国民が健康で生きがいをもち安心して生涯を過ごせるような明るい活力のある長寿・福祉社会とするため、高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めることとし、在宅福祉や施設福祉等の事業について10カ年の目標を掲げた高齢者保健福祉推進10カ年計画（ゴールドプラン）を策定した。さらに、5年4月から老人福祉法および老人保健法が改正され、市町村において老人保健計画と老人福祉計画を一体とした老人保

健福祉計画の策定が義務付けられたことから、市は千歳市高齢者保健福祉計画を策定した。この計画は、5年度から11年度までの7カ年を計画期間とし、今後急速に進む人口の高齢化に対応し在宅ケアの充実強化を図ることを基本に、高齢者がいつでも、どこでも、だれでも、必要とするサービスが利用できるような具体的なサービスやマンパワー、施設整備等の目標量を定めた。

千歳市高齢者いきいきプラン2000 平成12年度の介護保険制度導入に伴い、市は介護保険法に義務付けられた千歳市介護保険事業計画と、見直した千歳市高齢者保健福祉計画とを合わせた千歳市高齢者いきいきプラン2000を策定した。介護保険事業計画は、介護保険対象サービスの見込み量を明らかにし、介護サービス基盤の整備などを計画的に進めるものであり、高齢者保健福祉計画は、全ての高齢者を対象とした保健福祉サービスの見込み量を明らかにするとともに、保健・医療・福祉分野を中心に、労働、教育、住宅、生活環境など幅広い分野の施策を総合的・計画的に進めるためのものである。また、介護保険制度は介護サービス水準や介護保険給付費見込み額を市民の意見を聴きながら設定することから、より多くの市民の意見を反映させるため、介護保険制度説明会の開催をはじめ、実態調査や要介護度調査、関係団体からの意見聴取、千歳市保健福祉調査研究委員会における検討など2年間の準備期間を経て計画づくりを進めた。

この計画は、12年度から16年度までの5カ年計画で、保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況等を踏まえ14年度に見直しを行うとした。計画の基本理念を「千歳市に住む高齢者一人ひとりが、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう支援するとともに、活力ある高齢期の実現を目指す」とした。計画の政策目標は、介護を社会全体で支え、高齢者が総合的なサービスを安心して受けられる仕組

みづくりを目指す「要援護高齢者の自立支援」のほか、「健康で生き生きと生活できる環境づくり」、「地域支援体制の構築」を掲げた。それらの重点課題として、①介護サービスの充実 ②痴呆性高齢者に対するデイサービスやデイケア、グループホーム等の介護保険施設等が連携して個々の身体に応じた適切な支援を行うための痴呆性高齢者の施策推進 ③高齢者が要介護状態に陥ったり悪化しないための介護予防の推進 ④高齢者の社会参加の推進 ⑤高齢者が自立と尊厳を保ち、住み慣れた地域において生活をしていくためには、地域全体が高齢者を支援する体制が必要となり、行政、保健・医療、福祉関係機関・団体、ボランティアが連携した地域ケア体制の構築の5項目に各推進施策を体系づけ、重点的に取り組む計画となっている。

千歳市高齢者いきいきプラン2003 平成15年4月、市は千歳市高齢者いきいきプラン2003を策定した。計画期間は15年度から19年度までの5カ年計画で、3年後に見直すことにした。策定に当たっては高齢者等に関する実態調査や介護保険サービス事業者調査、千歳市保健福祉調査研究委員会などにおける市民の意見を盛り込み、計画の基本理念、施策目標、重点課題は、前計画を継承した。

第3期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画 国は、介護保険サービス利用量が著しく増加し、かかる費用も膨大となったため、平成18年4月、介護保険制度は介護予防を柱に改正した。市はこの改正内容への的確な対応と、これまでの実績を踏まえた介護保険事業の円滑な運営を目指し、第3期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画を策定した。この計画では、26年度までに達成すべき目標として①要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることを予防 ②住み慣れた地域での継続した生活の実現 ③ニーズに応じた多様な住まいの確保 ④一

人ひとりの状態に合わせた適切なサービスを提供 ⑤高齢者の積極的な社会参加 ⑥高齢者の権利擁護を設定したうえで、その達成に向けた中間段階としての政策目標を掲げ、具体的な施策を明らかにすることを重点に策定した計画となった。18年の介護保険法改正により計画期間がこれまでの1期5年から3年に規定されたため、18年度から20年度までの3カ年計画とした。基本理念は前計画を踏襲したが、新たな政策目標として、高齢者の健康状態や生活支援に関するニーズを的確に把握し、適切なサービスに結びつける支援体制の構築等に向けた「健康で安心して生活できる環境づくり」と、高齢者が個性を生かし健康を維持しながら積極的に地域活動などの社会参加ができる環境整備の推進などを旨とする「地域でいきいきと生活できる環境づくり」を掲げた。

介護保険制度見直しにより重点的に取り組む課題として、介護状態の悪化を予防する介護予防の推進や、これまで老人保健法や老人福祉法あるいは医療保険法等の体系のもとで実施してきた高齢者保健福祉サービスを、介護保険法に基づく地域支援事業として再編し、高齢者の生活状態に応じた適切なサービス提供を推進するとした。また、高齢者が安心して暮らしていくために必要なサービス資源を整備する単位となる「日常生活圏域」は、千歳川や鉄道を基軸に人口、自治会の区域、生活形態、地域活動などを考慮して、北区、南区、東区、西区と向陽台区の5地区を設定した。そして、「痴呆」から「認知症」に名称が変更したことについて市民の理解を深め、認知症高齢者と家族に対して症状に合わせて適切なサービスが継続的に提供できるように、地域の支援体制の整備や高齢者虐待防止への取り組み、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の利用促進などに取り組むこととした。これら地域ケア体制の構築のため、その中核的施設として総合窓口の役割を担う千歳市地域包括支援センターを1カ所、その支所的な

相談窓口となる北光ランチ、やまとの里ランチ、祝梅ランチ、向陽台ランチの4カ所を新設する計画を盛り込んだ（詳細後述）。

第4期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画 平成20年4月、老人保健法は高齢者の医療の確保に関する法律へと全面的に改められ、老人保健計画の法的根拠は失ったが、介護・福祉・保健は密接な連携が必要であるため、市は老人保健の内容も含めた計画として第4期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画を策定した。計画期間は21年度から23年度までの3カ年で、3期計画の基本理念、基本的な施策目標と施策展開のための重点課題を引き継ぎ、現況を踏まえて見直しを行った計画となった。

第5期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画 次期計画として平成24年、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタートした。計画の基本理念、政策目標、重点課題等は前計画を引き継ぎ、現状の高齢者福祉施策・介護保険事業の実績等を勘案した計画となった。なお、包括的支援事業である介護予防ケアマネジメント事業や総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、千歳市地域包括支援センターが中核となり実施してきたが、高齢者人口が増加し総合相談・支援業務も増加することから、在宅介護支援センターとランチを廃止し、各日常生活圏域に地域包括支援センターを順次設置することとした（詳細後述）。

- ・24年度 西区地域包括支援センター（在宅介護支援センターの名称変更）
- 東区地域包括支援センター（祝梅在宅福祉センター内）
- ・25年度 北区地域包括支援センター（千歳市民病院内）
- 南区地域包括支援センター（やまとの里内）
- ・26年度 向陽台区地域包括支援センター（向陽台支所内）

第2項 高齢者施設

養護老人ホーム千寿園

市は、昭和44（1969）年の第5回福祉大会で討議された養護老人ホーム建設の要望を受け、さらに老人ホーム入所希望者が年々増加している状況からその必要性を痛感していたことから、46年に国が策定した社会福祉施設緊急整備五か年計画に呼応して高齢者福祉対策として施設整備の充実を図ろうと養護老人ホームの建設を進めた。

建設場所は大和地区の国有地の払い下げ地も検討されたが、建設費が莫大になることから、富丘地区の学校建設予定地4000平方メートルのうち半分を使って建設することに決定した。47年7月1日、市民が待ち望んでいた市内唯一の養護老人ホームが、総事業費7320万円で完成し、名称は親しみのある「千寿園」とした。定員は50人、部屋数は、2人用13室、4人用6室、食堂、娛樂室、仏間、洗濯室等が設置された。管理運営は、厚生省から通達された「地方公共団体」が設立した施設の経営を事業団以外の社会福祉法人に委託する場合の基準」に基づき、大正14（1925）年から老人福祉施設を経営し、社会福祉事業に高い見識と豊かな経験をもつ社会福祉法人札幌慈啓会（太田隆賢理事長）への委託手続きをして大臣認可を得た。その後、昭和53年7月に設立した社会福祉法人千歳福祉会（松樹亮溪理事長）が、翌年4月



写真 8-4 千寿園（H14.6）

1日に隣接地に特別養護老人ホーム暢寿園を開設した。このことから市は、効率的な管理運営を図るために千歳福祉会への委託変更に向け、55年両法人との3者で協議を進め、定款変更や処遇等の調整を経て56年8月1日に札幌慈啓会から移管した。

開設当時の居室基準では、狭隘で日常生活に不自由をきたす状況となってきたことから、59年4月、4人部屋を2人部屋に、また新たに2人部屋を増築し、従来の2人部屋は1人部屋へ改築する施設改善を図った。

平成18(2006)年、指定管理者制度の導入に伴い、入所者に精神的不安感等に配慮する対応がなされるものと評価され、社会福祉法人いちほつの会(西部充子理事長)が、20年度までの3年間指定管理者となった。

千寿園の移転 養護老人ホーム千寿園は、施設本体および附帯設備の老朽化が進んでいる状況にあるため、より高い生活の質の確保と、介護度の重い入所者に対して、きめ細やかなサービスの提供を目指し、市は平成14(2002)年策定の大和地区いきいき保健福祉プランの基本計画に基づき、移転新築をするために必要な用地を、17年に大和地区に取得した。さらに設置・運営主体については、開設当初から運営主体を社会福祉法人に委託し、質も極めて良好な中で運営がなされてきた実績を踏まえ、入所者の心身の保持や処遇内容が適正なものにできるよう、養護と介護を効果的に活用できる社会福祉法人に移譲する民設民営が最良と判断した。

このため、現有施設の適切な運営とともに、大和地区に個室化など生活の質の向上が図られ、安心して生活ができる設備等を確保した新たな養護老人ホームを建設し、千歳市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づく運営と建設資金等の確保が可能な移譲事業者を20年7月に募集した。そして21年市議会第1回定例会で、千寿園の建物を譲渡後5年以内に新築移転する条件を付して移譲事業者のいちほつの会への無償譲渡が議決され

た。26年7月28日、新しい養護老人ホーム千寿園が完成し、富丘の施設から引越えし8月1日に開所した。新施設内には入居者を千歳市民に限定する地域密着型特別養護老人ホーム千歳ふくろうの園も併設された。新施設は、市から無償貸付された敷地面積約6200平方メートル、鉄筋コンクリート6階建てで床面積約5300平方メートル。総事業費は9億5000万円となった。新施設には約60人の職員が勤務し、1階はデイサービス(定員35人)、2・4階がユニット型個室となった千寿園(定員50人)、5・6階が千歳ふくろうの園(定員29人)。ショートステイも受け入れる規模となった。

特別養護老人ホーム暢寿園

昭和51(1976)年10月、高齢化社会を迎え寝たきり等の介護を必要とする高齢者を受け入れる特別養護老人ホームの建設が大きな市民要望となっていた。それに市民有志が応え、運営主体となる社会福祉法人設立準備世話人会を発足させ、52年3月、千歳福祉会を設立し、53年7月に社会福祉法人の認可を得て建設工事に着手した。市は、行政と住民とが一体となって地域福祉が推進されることから、千寿園隣接地(富丘2丁目)の市有地約5804平方メートルを建設用地として無償貸付した。

54年4月、特別養護老人ホーム暢寿園が開園した。鉄筋コンクリート2階建延べ床面積2383・58平方メートル、建設費は総額3億3720万円(市補助金、日本船舶振興会補金、社会福祉事業振興会融資、自己資金)、利用定員50人で特殊浴槽を備えた浴室、機能回復訓練室などが整備された。さらに、福祉と医療との連携を深めるため、隣地に暢寿園診療所を開院し、11月からは特殊浴槽による通園入浴サービス事業を市の委託により開始した。多くの待機者を解消するため55年9月に定数100人規模への増築工事に着手し、56年4月から利用者を受け入れ、在宅で介護を要する高齢者福祉の増進が図られた。

58年4月、市の委託を受け高齢者を一時的に入園させるショートステイ事業を開始し、平成4（1992）年3月には高齢者が一日を楽しく過ごすためのデイサービスセンター（鉄筋コンクリート造り平屋造、床面積382・2平方メートル、日常動作訓練室、静養室、浴室、食堂等）を隣地に建設し、一日当たり約25人を受け入れる受託事業を開始した。

6年11月からは毎日の食事を提供する生活援助型の給食サービス事業を市から受託した。実施にあたって温かい食事を一定時間内に定期的に届ける手法等の調査研究を重ね、地域のボランティアの手を借りながらも定時に給食を届け、利用者の見守り等にも大きな成果をあげた。9年4月からは（財）千歳福祉サービス公社の千歳市訪問給食サービス事業へ引き継がれた。

11年3月にはショートステイ専用棟（鉄筋コンクリート造平屋造、床面積233・11平方メートル）による事業を開始し、12年4月の介護保険事業の開始に伴い、暢寿園は指定介護老人福祉施設介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等の指定を受けた。21年2月にデイサービスセンターをやまとの里（デイサービスセンター）へ統合するなど、特別養護老人ホームに特化した施設運営を図った。

24年5月には老朽化した暢寿園の施設整備についての検討を開始し、25年3月に設置した暢寿園整備委員会において、28年からの全面改修工事に向けた調整が進められた。

特別養護老人ホーム「やまとの里」

千歳市も高齢社会を迎え、医療と保健・福祉サービスが一体となった施設展開を市立病院移転先予定地に隣接する北光地区で計画してきたが、用地取得が困難となり平成13（2001）年に断念した。このため、高齢者が住みなれた地域で生活ができることを目指し、保健・福祉サービスが受けられる施設整備を進めようと、新たに大和地区の旧北海少年院跡地の活

用を図る「大和地区いきいき保健・福祉プラン土地利用計画」を翌14年に策定した。その中では保健・福祉施設（3万9300平方メートル）、近隣公園（3万平方メートル）、共同施設（4900平方メートル）などの土地利用計画が立てられた。整備される施設（特別養護老人ホームや軽費老人ホームなど）には、介護保険事業の円滑な運営、介護予防や健康づくり事業の推進、自立または支援の必要な高齢者への適切なサービスの提供、家族や地域住民、ボランティアとの交流の場の提供、ユニバーサルデザインの使用、災害・事故に対する安全性にも配慮された生活環境づくりの整備が求められた。

この大和地区いきいき保健・福祉プランに基づく最初の施設整備として、社会福祉法人千歳福祉会が建設を進めてきた特別養護老人ホームやまとの里は、16年5月1日より運営を開始した。この施設は、利用定員50人の特別養護老人ホーム、10人利用のショートステイ、1日30人定員のデイサービスセンター、高齢者保健・福祉・介護等の相談に応じる在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所からなっている。特別養護老人ホームは、「小規模生活単位型」の全室個室で居室と共同生活室が一体的に構成したユニット施設。利用者一人一人の意思、人格を尊重し、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活するとともに、各ユニットにおいて利用者が相互に「頼り、頼られる」社会的関係を築き、自律的な日常生活を営める構造となっている。敷地面積1万285・26平方メートルは市から貸与を受け、鉄筋コンクリート造2階建て建築面積2951・28平方メートル、事業費13億3400万円であった。地域交流スペースや家族室もあり、地域や家族との交流も可能な保健・福祉・介護の総合施設として、介護ニーズが高まる中で、高齢者福祉の中核的施設の機能を十分に発揮するものと期待されている。

第3項 在宅福祉

家庭奉仕員の派遣事業など初期の在宅福祉サービス

昭和31（1956）年に長野県下で家庭養護婦派遣事業が始まり、37年には国が家庭奉仕員制度配置要綱を定め、国庫補助対象の家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣事業が制度化され、老人福祉法（S38）にも家庭奉仕員が明文化され在宅福祉事業として位置づけられた。派遣の対象となつたのは、老衰、心身の障がい、傷病等により日常生活に支障をきたす要保護高齢者世帯と規定された。

これを受け市は39年に老人家庭奉仕員を導入し、一人暮らしや寝たきり高齢者の見守りをはじめ、日常生活支援として、生活保護受給や低所得の高齢者世帯に無料でホームヘルパーを派遣し、洗濯、掃除、買い物、話し相手などのサービスを提供していた。49年には奉仕員4人が1戸に週2回訪問していたが、訪問件数の増加に伴い奉仕員数も増やしながら対応してきた。57年に老人福祉法が改正され、日常生活を営むのに支障のある寝たきり老人や重度の身体障がい者などのいる家庭で、家族が介護を行えない世帯に有料で派遣を始めた。なお、平成12（2000）年の介護保険法施行とともに同法による支援サービスへ移行された。

昭和47年には、市内映画館（千歳座・友楽劇場）を経営していた千歳興業㈱は、70歳以上の高齢者に年中無料入場を行っていた。また、市は48年から寝たきりのために食事やトイレ、入浴に介助が必要な65歳以上の高齢者に特殊寝台・浴槽、湯沸し器を貸し出すサービスを始めたほか、在宅寝たきり老人に毎年6月と12月に寝まきなどを支給していた。さらに一人暮らしや寝たきり高齢者などを対象に、特殊電話「あんしん」やインターホン・ベルの貸し出しを行い、52年には老人相談員2人を配置し、高齢者からの相談を受けてきた。そして53年から始めた民間地主の協力による生き

がい農園は好評で、3カ所のほか農園に隣接する市有地を提供し、心身の健康保持に役立てた。

在宅福祉総合センター「ほっとす」・祝梅在宅福祉センター「祝梅ほっとす」

平成6（1994）年4月、市は高齢者がいつでも、どこでも、だれでも、必要とする保健・福祉サービスを選択し、住み慣れた地域で生活できるよう総合福祉サービスの提供が受けられる体制の確立を目指して千歳市高齢者保健福祉計画をスタートさせた。その実現に向けた活動拠点となる施設として、新富1丁目の公共用地に千歳市在宅福祉総合センターを9年4月に開設した。敷地面積2200平方メートル、鉄筋コンクリート2階建、延べ床面積1329・15平方メートルで、バリアフリーが施され、安全性はもとより利用者の利便性や運用面、経済面が考慮され、在宅ケアを総合的に支援する4つの機能を複合化させた。1階には大ホールと大型浴槽を備えたデイサービスセンターと、各種の保健・福祉サービスや介護に関わる総合相談窓口である在宅介護支援センター、2階にはヘルパーステーションに加えて、在宅福祉の中心的な役割を担う機関として設立された（財）千歳福祉サービス公社を配置した。公社は、施設管理とともにデイサービスセンターなど3つのセンターの運営を市から委託を受けた。また、施設の愛称を募集し、温かく安心できる施設という意味の「ほっとす」となった。

さらに、12年4月には、市域の東部地域をエリアとする祝梅地区にも、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ヘルパーステーションの機能をあわせ持った在宅福祉の複合施設として、祝梅在宅福祉センターを流通3丁目にオープンした。敷地面積2596・1平方メートル、鉄筋コンクリート平屋建、延べ床面積923・52平方メートルの施設で、市の委託を受けた公社が施設管理およびセンター運営を行い、愛称を祝梅ほっとすとした。

18年4月から市の指定管理者制度が実施され、ほっとすおよび祝梅ほっ

とすは、公社が指定管理者となって施設管理・運営業務を行ってきたが、25年4月に公社と千歳市社会福祉協議会が統合したため、両施設の指定管理者は社協になった。

在宅介護支援センター

平成6（1994）年の老人福祉法改正により老人介護支援センターが位置づけられた。自宅で生活する概ね65歳以上の要援護高齢者やその家族等の介護などに関する総合的な相談に応じ、さまざまなニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受け入れられるよう、行政や介護サービス実施機関等との調整をするための総合相談窓口の機能を担う施設として規定された。

市は、9年3月在宅福祉総合センター（ほっとす）に併設して新富在宅介護支援センター（基幹型）を開設し、看護師と社会福祉士の専門職員を配置のうえ在宅介護に関わる相談業務等を担うことになった。この支援機能は、地域により密着したきめ細かな福祉サービスが受けられるよう対応する必要があるため、向陽台支所の一部を活用して、11年8月に向陽台在宅介護支援センターを開設した後、翌12年には祝梅在宅福祉センター（祝梅ほっとす）に併設して祝梅在宅介護支援センターが、そして14年9月には市立千歳市民病院内に北光在宅介護支援センターを整備し、これら4つのセンターの運営業務は千歳福祉サービス公社に委託した。さらに16年5月に、特別養護老人ホームやまとの里に併設したやまとの里在宅介護支援センターが開設となり、運営は社会福祉法人千歳福祉会に委託した。

12年度から介護保険制度が施行され、在宅介護支援センターの業務にも大きな変化が生じ、「要介護認定」と「介護支援専門員による介護サービス計画の作成」が導入された。また、老人福祉サービスが市町村による「措置」からサービス事業者と利用者の「契約」に変わり、居宅介護支援事業

所を併設して自ら介護保険サービスのケアマネジメントを行うことにもなった。さらに、18年に介護保険法改正により地域包括支援センター（詳細後述）の設置が義務付けられたため、これまで中心的な役割を担ってきた新富在宅支援センターは廃止のうえ、千歳市地域包括支援センターへと転換し、新たな業務を担うことになった。ほかの祝梅、北光、やまとの里、向陽台の各在宅支援センターは、これまでの業務を継続するとともに、在宅介護支援事業所として介護保険サービスのケアマネジメント業務を担った。さらに全市を日常生活圏域ごとに区分し、最も身近な場所で、地域のすべての高齢者に対し保健・医療・福祉の総合相談窓口としての役割を担うことが求められ、地域包括支援センターの補完機関として「ブランチ」業務を担うことになった。その後4カ所の在宅支援センターは、24年から26年までに順次廃止して地域包括支援センターへ転換した。

デイサービスセンター

デイサービスセンターは、老人福祉法第5条の3に規定され、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活等に関する相談および助言、健康診査等のさまざまなサービスを日帰りで提供する施設である。

千歳市では全道他市に先駆け、昭和59（1984）年1月に総合福祉センターの入浴施設を活用し、月1回、ホームヘルパーが派遣されていた独り暮らしの高齢者を対象にデイサービスが始められた。また、在宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族の強い要請を受け、千歳福祉会は平成4（1992）年3月、特別養護老人ホーム暢寿園に隣接してデイサービスセンターを建設した。浴室2室を備え、利用人員は1日当たり約25人の規模とし、職員の2ヵ月にわたる研修の後、市の委託事業として開始した。その後同法人が建設したやまとの里デイサービスセンターに事業統合と

なったため、21年2月に暢寿園デイサービスセンターは閉所となった。

9年3月、在宅福祉総合センター（ほっとす）に設置した新富デイサービスセンターは、1日利用定員を40人とし、浴室は49平方メートルで大浴槽と特殊浴槽を備え、200平方メートル以上の大ホールなどを有する大規模の通い施設で、千歳福祉サービス公社が市の運営委託を受け事業を開始した。その後、12年4月にスタートした介護保険制度に合わせ、指定居宅サービス事業者の指定を受け、介護保険サービス事業としての転換が図られた。さらに同年、祝梅在宅福祉センター（祝梅ほっとす）に設置した祝梅デイサービスセンターは、利用定員40人とし、浴室は55平方メートルで男女ごとの浴槽と特殊浴槽を備え、180平方メートル以上の大ホールなどを配備した大規模な通い型施設で、同じく公社に事業運営を委託した。

高齢者の増加とともに、デイサービス利用者も増えてきたことから民間事業者等によるデイサービスセンターも増加し、26年度には規模の大小を含め20カ所余りが運営し、高齢者の在宅における生活支援を担っている。

福祉サービス利用券

昭和50（1975）年、市は70歳以上の高齢者と生活保護世帯の健康増進を図るため、公衆浴場利用者の入浴料および高齢者に対する病気通院交通費の無料化の制度として、福祉入浴券とバス乗車券を配布した。53年には市外の老人施設に入所している高齢者を、家族が面会するための旅費の助成、平成4（1992）年からは、70歳以上の高齢者に市内路線バスの利用料金（回数券）と、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費の助成を行った。

さらに14年、70歳以上の高齢者と身体障がい者を対象に入浴助成券（市内の指定入浴施設）とバス券（市内のバス会社2社まで選択）の助成事業を行った。しかし、高齢者の増加による財政負担が増大してきたことから、

福祉サービスの在り方の見直しが検討された。

17年、バスおよび公衆浴場などの利用助成事業（人工透析患者通院交通費助成事業および福祉タクシー料金助成事業を含む）が、福祉サービス利用券助成事業として新しい仕組みに改正した。助成する福祉サービスの種類を公衆浴場、バス、タクシーまたはハイヤー、施術所、理容院、美容院と拡大し、選択により支給する制度となった。この目的は、需要に応じた福祉サービスを助成することにより、高齢者および障がい者の積極的な社会参加を促し健康の維持増進を図って公共の福祉の充実および進展に寄与してもらうためであった。「福祉サービス利用券」1枚の利用に100円を助成するもので、75歳以上の高齢者を対象に、年間100枚が支給されることになった。

敬老年金

昭和46（1971）年、「当市独自で年金制度を創設、敬老と長寿を祝福するとともに、長年にわたって社会の進展に寄与された労を、いささかでもねぎらいたい」（市議会第1回定例会）との目的から、千歳市敬老年金支給条例が制定され、4月1日から高齢者福祉施策の一環として開始した。当時支給していた全道66市町村の半数が80歳以上を対象としていたが、満77歳以上の高齢者を支給対象者として、年金額1万円を3月、9月の2期に区分して支給する制度であり、第1回目の敬老年金が286人に支給された。その後、48年4月に支給対象年齢が75歳以上に引き下げられ、翌49年4月からは年金額が1万2000円に増額された。52年4月には、支給年齢を満75歳から70歳に引き下げ、満70歳から74歳までの高齢者に対しては年額6000円を12月に、75歳以上には従来の年額1万2000円を1万8000円に改め、これを8月と12月に分けて支給できる措置を講じ、さらに53年には外国人登録者にも範囲を拡大した。

しかし、高齢者人口が増加し、敬老年金受給者が増え財源的な負担も大きくなってきたことから、62年には支給要件に所得制限を設け、さらに平成17（2005）年には一律支給方式の敬老年金支給事業および100歳以上の高齢者祝品贈呈事業については、新たに賀寿方式の敬老祝金贈呈事業として実施することとし、敬老年金支給条例を廃止した。

新たな千歳市敬老祝金贈呈要綱に基づき、対象年齢と支給額を、満77歳1万円、満88歳3万円、満99歳5万円、満100歳7万円と、賀寿の祝いごとに敬老祝金を支給する制度に改正した。

地域包括支援センター

平成18（2006）年、介護予防を柱とした介護保険制度の改正が行われ、超高齢社会を迎える中で、高齢者が支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域住民の見守りや声掛け等で地域社会が日常的に繋がりを深め、町内会や老人クラブ、ボランティアなど関係団体等とも緊密に連携を図って総合的な地域ケア体制を構築することが求められた。

地域包括支援センターの設置は、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として定義づけられた。

前述した第3期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画により新富在宅介護支援センター（新富ほっとす内）を千歳市地域包括支援センターへ転換し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種を配置のうえ、その運営管理を千歳福祉サービス公社に委託した。

この包括支援センターは、介護保険法により地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的に介護予防事業のマネジメントをはじめ、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援の4つの事業を、地域において一体的に実施するための拠点である。

さらに、これら包括的支援事業の推進を図るため、地域とセンターをつなぐための相談窓口となる支所的な機能を持たせたランチを4カ所に設置した。その運営管理を千歳福祉サービス公社に委託した向陽台ランチ（向陽台支所内）、北光ランチ（千歳市民病院内）、祝梅ランチ（祝梅ほっとす）と、千歳福祉社会に委託したやまとの里ランチ（特別養護老人ホーム内）であった。

センターは公正かつ中立な事業運営が求められていることから、要支援者等の対応やセンター運営等について客観的に意見を述べる機関として、市が設置した地域包括支援センター運営協議会があり、行政機関や保健・福祉関係団体等が参加して、年2回程度開催され意見交換を行ってきた。

24年に策定された千歳市高齢者保健福祉計画・第5期千歳市介護保険事業計画において、地域包括支援センターの組織強化が盛り込まれたことから、日常生活圏域（東区・西区・北区・南区・向陽台区）ごとにセンターを順次設置することとなり、まず24年には、千歳市西区地域包括支援センターを千歳市地域包括支援センターの名称を変えて設置した。他の地区はこれまでのランチを廃止して地域包括支援センターへと転換することになり、同年祝梅ランチは東区、25年4月から北光ランチは北区、26年4月からやまとの里ランチが南区、向陽台ランチが向陽台区の地域包括支援センターへと整備された。また、センターをより多くの市民に身近

なものとして活用されるようにと、その愛称を市民公募により「きずな」と決定した。

なお、センターの運営管理は、西区・東区・向陽台区は千歳福祉サービス公社（H25〈社協〉）が、北区は医療法人資生会（佐藤正俊理事長）が、南区は千歳福祉会がそれぞれ受託している。

千歳市しあわせサポートセンター

平成26（2014）年4月、高齢者や障がい者に対する専門職による総合相談をはじめ、効果的な介護予防事業の実施や更生保護の活動拠点、老人クラブ活動への支援体制の強化を目的として、東雲町1丁目に千歳市しあわせサポートセンターが開所した。この施設には、新たに設置した介護予防センター、更生保護サポートセンターのほか、障がい者総合支援センター（Chip）や老人クラブ連合会事務局が総合福祉センターから移転した。千歳市介護予防センターは、社会福祉士、理学療法士、保健師の専門職員が業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう介護等の相談のほか、健康づくりや介護予防を目的に、各地区で「いきいき百歳体操」や「ノルディックウォーキング」、「口腔機能向上教室」などの介護予防教室や地域で活躍する介護予防リーダーの養成講座も実施している。運営は市から社協が委託を受けている。

千歳市障がい者総合支援センター（第5節第2項参照）は、社会福祉士が障がい者などの自立した生活と社会参加を促進するため、障がい福祉サービスの利用方法や年金・就労のこと、余暇の過ごし方などについて、障がい者やその家族から相談を受け、必要な情報提供とサービス利用の支援を行っている。

千歳市更生保護サポートセンターは、8人の企画調整保護司が、保護司からの相談や市民からの非行相談への対応など、犯罪や非行防止の啓発を

行い、保護観察、処遇活動の支援、更生保護関係機関や関係団体等との地域支援ネットワークの構築や犯罪・非行の防止活動の拠点となっている。

千歳市老人クラブ連合会は、市内の老人クラブ73団体、3600人以上の会員からなる統合団体で、各クラブ相互の連携や親睦を図り、研修会、健康づくり活動などを行うため、連合会の運営や各クラブとの連絡調整業務等を行う事務局が置かれている。

参考文献

社会福祉法人千歳福祉会『明日に向かって』1989年、『開園20周年記念誌』2001年／千歳市『第4期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画』2009年、『第5期千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護事業計画』2012年、『千歳市高齢者いきいきプラン2000』2000年、『千歳市高齢者いきいきプラン2003』2003年、『千歳市高齢者保健福祉計画』1994年／千歳市社会福祉協議会HP／千歳市障がい者総合支援センターHP／東京大学社会科学研究所HP「訪問介護員をめぐる制度とその仕事」／『千歳民報』

第5節 障がい者福祉

第1項 概要と施策

障がい者福祉の概要

戦後社会における障がい者施策 戦前の日本においては障がい者の福祉的な施策は篤志家、宗教家、社会事業者の手に委ねられてきた。精神障がい者に対しては治安・取り締まりの対象でしかなく、軍事扶助法（T6）なども傷痍軍人に限られたもので、国による障がい者への施策は皆無に等しく、差別的な言葉で虐げられ、人権を無視されながら社会の偏見から身を隠すように暮らし、その多くは家族が保護するほかに術はなかった。

昭和22（1947）年に日本国憲法が施行され、社会保障政策が位置付けられるとともに、23年に視覚と聴覚の重複障がいを持つ社会福祉活動家のヘレン・ケラーが来日した影響から、障がい者への福祉法制定の機運が高まり、24年、身体障害者福祉法が制定された。初めて国が身体障がい者の施策を制度化し、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的」（法第1条）に掲げ、国、地方公共団体の更生保護と国民の責務（第3条）等を定めた。さらに「身体障害者」の定義（第4条）を規定しているが、「身体上の障害のため生活能力が損傷されている18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者」と限定されていた。

これを契機に26年に身体障がい者実態調査、27年には肢体不自由児実態調査が戦後初めて実施された。

これまで障がい者が生活を維持するための国による社会的施策は皆無だったが、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法に続き

社会福祉事業法（S26年）が制定され、障がい者福祉施策を進めるための法制度が整備された。さらに日本の社会福祉政策における「行政の措置」「国の機関委任事務」、「応能負担」とともに、国家の責務である福祉事業を民間の社会福祉法人に措置委託させる体制が整っていった。

高度経済成長時代の福祉元年宣言 高度経済成長を背景に、国民年金法に基づく無拠出制の福祉年金の支給が昭和35（1960）年に開始し、障がいのある人の一般就労への促進を図ることを目指した身体障害者雇用促進法も施行されたが、最低雇用率の義務付けにも強制力を持たないものであった。さらに、同年施行された精神薄弱者福祉法（H10知的障害者福祉法に改正）は、更生の援助と必要な保護を目的とする援護施設を中心にした内容で、入所施設が増加していくことになり、ノーマライゼーション思想の世界的動向と相反する施策が展開されることとなった。

25年に精神衛生法が公布され、精神病患者監護法（M33）により長く続いていた精神障がい者に対する私宅監置（座敷牢）制度は廃止されたが、隔離収容政策がとられ、さらに医療金融公庫（S35）が精神科病院設立の動きを助長していた。加えて40年にライシャワー駐日米大使が精神分裂症（H14統合失調症）患者に刺される事件を契機に隔離施策が強まり、以後、精神病床も世界に類をみないほどに増加の一途を辿ることになり、閉鎖的収容主義的な精神医療の在り方が世界的に非難された。

45年、心身障がい者福祉に関する施策の基本的事項を規定した心身障害者対策基本法が制定され、国等の責務や障がいの発生予防、医療、保護、雇用、年金などの総合的な対策の推進を目的とし、心身障がい者の定義では肢体不自由、視覚障がい等により長期にわたり日常生活等に支障のある者と規定したが、精神障がい者は除外されたままであった。

48年を福祉施策として「福祉元年」を宣言するも、オイルショックによ

り推進が妨げられた。51年に身体障害者雇用促進法が大幅に改正され、一定規模以上の事業主にそれまで努力義務でしかなかった障がい者雇用数の率を示した法定雇用率の達成を義務付けるとともに、達成企業には助成金を支給し、未達成企業からは徴収する障害者雇用納付金制度を導入した。

国際障害者年がもたらす大きな転換 昭和51（1976）年、国連総会で1981年を「国際障害者年」に指定することが決議された。完全参加と平等をテーマとし、障がい者に関する世界行動計画（S57）および国連・障害者の十年（S58～H4）と続いた。国は57年に国内の行動計画として障がい者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定された。

ノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策から在宅支援を中心とした地域福祉を加味する形で関連法や施策が変更されるに至った。58年には障害に関する用語の整理に関する法律が公布され、古くから法律用語で使用されてきたが差別的な表現であるとして「不具・奇形・廃疾・白痴者」を障がい等の別な表現に改め使用しないこととした。さらにこうした動きは社会的な広がりを見せ、障がい者の身体的な差別用語として使われてきた多くの言葉も言い換えが進み、差別用語の使用は排除されてきた。

59年に精神科入院患者の不審死を疑われた宇都宮病院事件が発覚した。日本における精神障がい者の人権と処遇に関する国際法律家委員会（ICJ）および国際医療従事者委員会（ICHP）合同調査団から「日本の精神保健医療システムは精神障害者の人権及びその処遇の観点からみて、著しく不適当である」と改善を求める勧告が60年に発表された。国際社会の圧力等を契機に、62年に精神衛生法を改正して精神保健法が成立し、患者の社会復帰を促すため精神障害者社会復帰施設が法定化された。さらに平

成2（1990）年には福祉8法が改正され、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法に在宅福祉サービスが法定化されるとともに、地方分権化が図られ、従来の機関委任事務が団体事務に改められた。

5年には心身障害者対策基本法が一部改正され、「障害者基本法」に改題された。精神障がい者が身体障がい者や知的障がい者と並んで法の対象に位置付けられるとともに、基本理念として、すべての障がい者は、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定され、国際障害者年から課題とされてきた「完全参加と平等」の精神が障害者基本法の基本理念として法律に明記される形となった。さらに、施策の総合化、計画的推進を図るため、国に障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定が義務付けられ、本法の附則において、既に長期計画（S57）の後継計画として策定されていた「障害者対策に関する新長期計画」（H4）を国の「障害者基本計画」に位置付けた。また、障害者基本法は、都道府県や市町村にも、障害者計画策定の努力義務を課した。

15年4月、従来の措置制度から契約制度への転換を目的に支援費制度が施行された。福祉サービスの受給費用を市町村が支援費として利用者に支給したが、増大するサービスと財政上の問題、サービスの地域格差や就労支援が進まない現状などが問題となった。このため、17年に支援費制度を撤廃し、障害者自立支援法が制定された。障がい種別により異なっていたサービス体系を一元化し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られ、自立支援給付による介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護など）、訓練給付（就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、地域生活支援事業（相談支援事業、地域

活動支援センター事業、移動支援事業）が制度化された。しかし、サービスの利用に際し、利用者負担をこれまでの応能負担から「応益負担」へと変えた。このことは、審議の段階から障がい程度区分、サービスメニュー、利用者負担、介護保険との統合などを巡って多くの問題点が指摘され、全国的な反対運動が起こった。その中で応益負担を違憲とする全国的な訴訟や支給決定の取り消しなどを求める訴訟が提起されるなど、日本の社会福祉の歴史上、類を見ない事態となったことから、22年に自立支援法を改正し、以前の応能負担となった。

福祉施策が在宅支援へと転換 平成24（2012）年に障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となり25年に施行された。目的規定に「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことになった。さらに難治性疾患克服研究事業（130疾患）と関節リウマチの難病患者が支援対象に加えられ、福祉サービスは全ての市町村で受けることが可能になった。また「障害程度区分」は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改まった。そして、障がい者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域での住まいの場を確保する観点から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化のうえ、新たに入浴、排せつ、食事等の介護については、外部の指定居宅介護事業者から提供を受けることができる外部サービス利用型が設定された。また重度訪問介護は、これまで重度肢体不自由者が対象であったが、重度の知的障がい者および精神障がい者も利用可能となり、地域移行支援についても、施設入所の障がい者および精神科病院に入院の精神障がい者を対

象としていたが、地域での生活へ移行するために重点的な支援が必要な者もサービスを受けられることとなった。

さらに市町村に対し障がい者の理解を深めるための研修・啓発の開催、障がい者等の自発的な活動への支援、市民後見人等の人材の育成・活用、意思疎通支援を行う者の養成が地域生活支援事業の必須事業となったほか、サービス基盤の計画的整備が新たに追加された。

千歳市障害者計画・千歳市障害者福祉計画

平成3（1991）年、市は千歳市総合福祉計画を策定し、「健康であれあい豊かな人間都市・ちとせ」の実現を目指し、国は障がい者施策を総合的、計画的に推進するため、5年には障害者基本法を改正し、7年に数値目標を盛り込んだ障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年戦略）を策定するなど障がい者を取り巻く社会情勢や環境は大きく変化した。市は9年3月、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、21世紀に向けて障がい者の自立と社会参加を促進し、長期展望に立った障がい者施策の基本となる千歳市障害者福祉計画（H8（14）を策定した。この計画は、障害者基本法に基づく障害者基本計画であり、基本目標は、①人権尊重に根ざした障がい者の自立生活の確立 ②誰もが平等に暮らせるバリアフリー社会の実現 ③市民参加によるノーマライゼーション社会の実現の3点を掲げた。計画の重点課題は、①ライフステージに沿った総合的な施策の推進 ②重度障害者・高齢障害者への支援施策の充実 ③連携の強化と役割の明確化とした。計画は、保健・医療、育成・教育、雇用・就業、地域生活、まちづくり、社会参加の6分野別に課題と施策の展開方向を示した。

しかしこの間にも、高齢化や障がいの重度化、ニーズの多様化など障がい者を取り巻く環境は大きく変わり、障がい者の自己決定を尊重し、サー

ビス事業者との対等な立場にたつて、自らがサービスを選択、利用できる「支援費制度」が15年度からスタートした。このため、障がい者を取り巻く様々な環境の変化に対応し、新しい施策展開を図るため、同年には千歳市障害者福祉計画を改正して、千歳市障害者支援計画（H15～19）を策定した。この計画では、障がいのある人もない人も自分らしいライフスタイルを追求する「あなたも、まちもアクセスフル」^①を基本理念に置き、基本方針には、障がいのあるすべての人が、自分自身で選択・決定し、個性や能力を最大限に生かしながら、社会の様々な活動に参加できるよう、「自己実現への挑戦支援」をはじめ、「自立した生活の確立」、「あらゆるバリアの解消」を掲げ、3つの重点施策として、①障がい者福祉センターの整備 ②ケアマネジメントシステムの構築 ③早期療育システムの整備―を指すこととした。

18年4月には障害者自立支援法が施行され、3障がい（身体・知的・精神障がい）の制度の一元化、就労の強化など、支援の仕組みが抜本的に改革されたことに対応するため、障害者基本法に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として、市は総合的な障がい者施策を展開する千歳市障がい者支援計画（H19～23）を策定した。計画の基本方針は、①住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていける基盤整備 ②生き生きと暮らしていける環境づくり ③地域共生のまちづくりの実現―を掲げ、各方針に合わせて12施策の展開方向を示している。この基本理念や基本方針を踏まえ、また、障害者自立支援法に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であり、障がい者支援計画に包括される計画として、第1期千歳市障がい福祉計画（H19～20）を策定した。障がいのある人の生活支援に向けた障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画として、「施設入所者の地域生

活への移行」、「入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」に係る目標値を設定した。3年後には、第1期の実績を踏まえながら、新たな目標値を設定した第2期千歳市障がい福祉計画（H21～23）を策定した。

国は、障害者基本計画（重点施策実施後期5ヵ年計画（H20～24））の策定や障害者基本法および障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法の制定などを行い、さらに東日本大震災により災害時要援護者の避難対策が見直されるなど、障がい者の社会的環境が大きく変化した。市はこの状況を踏まえ、新たな計画として、各人のライフステージやニーズにより福祉・保健・医療・教育・雇用等、各分野にわたる障がい者福祉に関する諸施策を体系づけ、目指すべき方向性などを示した千歳市障がい者計画（H24～26）を策定した。従前の基本理念を継承し、「障がいのある人が『自立した生活』を営むことができる社会の実現」とした。基本方針は、①日々の暮らしの基盤づくり ②住みよい環境の基盤づくり ③相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり―と定め、6つの施策展開を計画した。

さらに第2期の取り組み状況を踏まえ、新たな数値目標を設定した第3期千歳市障がい福祉計画（H24～26）を策定した。

註（一）障がいの有無にかかわらず「社会へアクセス」するとともに、お互いに「心へアクセス」しながら、自分らしい「生活へアクセス」することを大切にする人とまち、それらがいつもいっばいあるように「フル」を付けた造語。

身体障がい者施策

聴覚障がい者と手話 手話は、聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段であるが、市民が学ぶ機会がなかったため、ボランティアの有志に

より昭和48（1973）年12月に最初の手話学習会を開催し、聴覚障がい者が自ら講師となって行われた。さらに参加した市民と聴覚障がい者が一緒になって、49年3月に千歳手話の会（菅原敏会長）を設立させた。翌50年9月には千歳市聴力障害者協会（田丸昭吉会長）が設立し、以来30年余にわたり手話講習会を通じてながら、共に手話の普及と啓発、手話通訳者養成に努めてきた。53年4月、聴覚障がい者からの「手話通訳者派遣」要望を受けた市は、伝達手段の保障と社会参加の促進などを目的に社会福祉協議会へ事業を委託し、専任の手話通訳者などを配置した。さらに手話を使えない中途失聴者や言語障がい者には要約筆記者が派遣され、公的機関や民間団体等の講演会をはじめ様々な機会を通じて、手話通訳や要約筆記の必要性が認識される社会状況となっている。

なお、平成23（2011）年に改正された障害者基本法や26年批准の障害者の権利に関する条約において手話が言語であると規定されたのを受け、千歳市においても手話を言語として位置づけ聴覚障がい者の理解を促すための手話言語条例が30年3月に制定された。

ふれあい広場ちとせ（国際障害者年を歩んだ10年） 昭和56（1981）年、脊椎損傷で車椅子生活を送っていた青年は、第1回ちとせ日航ポピュラーマラソン（現・千歳JAL国際マラソン）への出場を希望したが、主管する教育委員会では、事故の責任問題や前例がないことを理由に参加を認めない状況にあった。協議の結果「15分早く出発し、危険と判断したら中止」との条件付きで参加が許可され、千歳市で初めてマラソン大会に車椅子が走行した年となり、国際障害者年を市民にアピールする契機ともなった。

障がいのある人が自ら社会へ参加しようとするノーマライゼーションのまちづくりへ共感したボランティアや障がい者等9団体が12月に「国際障害者年フェスティバルを成功させる会」を結成し、「千歳の冬を楽しく

歩くスキーの集い」（S57・2）への参加を試みたが、まだチェアスキーなどが身近にない状況で、車椅子のままスキーに乗る方法が大きな課題となった。ボランティアらが考えた子ども用手押しソリにスキーを付けるのをヒントにして、札幌の業者が車いすの下に2本のスキーを付けた「歩くスキー用車いす」を製作した。当日は多くのボランティアに支えられながらも、視覚障がい者や片麻痺の障がい者も含めて歩くスキーを堪能できた。そして3月には、スキー用の車いすを含め、障がい者の自助具や活動の写真、啓発パネルを展示し、「今考えよう障害者の生活を！ 障害者の生活展」をまるせんデパート（現・道銀ビル）で開催した。

さらに同会は健常者と障がい児者がお互いを知り合おうと、57年6月に「千歳で語る松山善三講演会」（特別上映『典子は今』／松山善三監督・S56年作品）をスポーツセンターで開催した。同会会員だった増井時治は、「この時の苦労は、ろうあ者の会員から映画に字幕が無ければ理解できないという声があり、早速台本を取り寄せたが随分と違うため、他市の上映館の協力を得て映画を全て録音しました。相当な時間と努力で、これを文字に起こし、会員のアイデアで透明のフィルムに一行ずつ書いてオーバーヘッドプロジェクターを工夫して、その一行ずつがまるで字幕のように映画の下に映るようになりました。公演には手話の会の協力で手話通訳を付けました。完全ではないが、一人でも多くの方に参加していただきたいという限りの準備をしたのです。その結果、スポーツセンターが満員になるほどの盛況で、定時制高校の先生と生徒が授業の一環として全員で来てくれたことは大きな成果でした」と振り返った。

58年には社会福祉協議会の全面的協力により、さらに35の参加団体、15の協力団体のほか、商店街組合や労働組合の協賛を得るなど、その輪を広げて実行委員会を立ち上げ、「ふれあい広場ちとせ」と名付けて、「国際障

害者の十年」に向けた取り組みが始まった。

ふれあい広場ちとせは、ふれあい生活展とグリーンコンサート、ふれあい講演と映画会、ふれあい冬のスポーツレクつどい、ふれあい新春ボウリング大会の4部で構成された。この年にオープンした総合福祉センター全館の機能をフルに活用したほか、市役所前庭を全て会場にした、ふれあい生活展とグリーンコンサートは、障がい児者団体の紹介、出店コーナー、家庭でできるリハビリ、車いすや盲導犬の体験コーナーなどを行い「市民と福祉のお祭り」として、予想をはるかに超える延べ6000人の市民の参加を得て成功の内に終わることができた。特にグリーンコンサートでは、国際障害者年のテーマ曲「地球の仲間」を歌う高橋伸明がサプライズ出演し、会場は大盛況となり、これに関わった全ての人々に勇気と希望を与えた。そして、ふれあい講演と映画会では羽仁進（映画監督）の講演と「春夫の翔んだ空」（山田典吾監督）を上映し、また、ふれあい新春ボウリング大会では、重度の障がい児者でもボウリングが楽しめるようにと会員が手作りで木製の滑り台の補助具を開発したことで、特に障がい児とその親から大歓声を聞くことが出来たのは特筆すべきことであった。後にこの補助具はプロの手により2本のパイプで造られ常設されることになったのである。

ふれあい広場ちとせは、障がい児者団体、ボランティアサークルなど一つひとつは小さな団体が、ともに協力し合い、全てを手作りで作り上げてきた経験が、これからの活動をより活発に継続していくことを期待させるものとなり、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」を、健常者も障がい児者とその家族もお互いを知り合うことから一歩ずつ進めていくという始まりとなったのである。

そして「国際障害者の十年」を継続するために、その実施主体としてこ

れまで活動してきた団体で「サークルふれあい広場ちとせ」（宮下高会長）を結成して活動を続け、ふれあい展や冬のスポーツレクリエーションをはじめ、山田典吾（映画監督）、小林完吾（アナウンサー）、畑正憲（作家）、益田喜頓（喜劇俳優）らの講演会や「花いちもんめ」（伊藤俊也監督）、観客が市民文化センター大ホールに入りきらないため3回上映となった「ケニー」（クロード・ガニオン監督）、「母」（松山善三監督）などの映画会を続け、障がい者への理解と社会参加が促進される大きな機会づくりとなった。10年の節目である平成3年でボランティア団体が主催する活動は終え、その後は社会福祉協議会が続けてきた。

なお、サークルふれあい広場ちとせでは、その後も「学校Ⅱ」（山田洋二監督）や「どんぐりの家」（安濃高志監督）の上映会、そしてふれあい広場2006・地域ふれあいフォーラム「典子は、今」あれから25年」と題し、主演の白井典子による講演会を行うなど、障がいを持つ人たちへの理解を深める活動を行っていた。

視力障がい者 千歳視力障害者福祉協会（佐藤徹会長）は昭和51年12月に会員30人で視力障がい者の福祉向上を目的に設立し、社会参加への足掛かりを得るための活動を行ってきた。52年には廃バスを活用して活動拠点となる「盲人会館」を設け、坂本九（歌手）が来館しテレビ番組「ふれあい広場サンデー9」で取り上げられるなど、市民に視覚障がい者の理解を促した。

また、53年にはガイドヘルパー派遣事業が開始され、市内で視力障がい者が盲導犬とともに街を歩く姿が初めて見られた年でもあった。市は、52年度には広報誌を録音テープに吹き込んで配布する「声の広報」事業をはじめ、53年度には視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業を社会福祉協議会への委託事業として開始した。58年に開設した総合福祉センターには、点

字図書室を設置し、情報の提供に努めてきた。

こども療育の施策

昭和30（1955）年、児童福祉法の改正により千歳保健所で身体に障がいのある児童の療育相談を始め、市では39年から家庭児童相談室において発達相談等に応じ、障がいを持つ児童の早期発見、個別治療を行ってきた。障がい児を持つ保護者などの活動もあって、47年、東雲会館で北海道大学の協力を得て情緒障がい児の集団治療が行われたが、道内でも市単独では初めてのことで、各地から注目された。48年に情緒障がい児学級が開級された北栄小学校に移行して訓練を行い、54年には体制が強化され訓練室「むぎのこ学級」となった。49年には末広会館内に肢体不自由児「訓練室ぞらまめ」、緑小学校に「ことばの教室幼児学級」、52年に東雲会館にダウン症児の訓練室「ひよこ学級」（翌年、末広会館に移転）が相次いで開設され、これらの訓練室では、義務教育終了者も含め、生活指導訓練や機能訓練を行ってきた。しかし、専用施設ではないため十分な指導等ができない状況にあった。58年4月、総合福祉センター内にこれらの訓練室を統合し、訓練用プール等を整備した心身障害児通園施設（後のこども通園センター）を開設し、専任の指導職員を配置のうえ療育係として体制強化を図った。このセンターでの生活指導訓練の成果は道内外からも高く評価された。家庭児童相談室は、引き続き発達相談と児童相談に専門職員を置いて相談機能を拡充したが、相談件数が増えたことや療育の強化を図るため、平成12（2000）年、こども発達相談室として療育係から独立させた。

15年、「措置制度」から支援費制度導入以降、情緒障がい児や知的障がい児等の保育部門の訓練施設は、児童デイサービスに移行し、国の制度に即した運営を図り、肢体不自由児や言語障がい児等の訓練室は、市単独事業として運営をした。

18年4月、こども通園センターの機能拡充に向け、障がいや発達に心配を持つ乳幼児とその保護者を対象に相談・指導を行うこども発達相談室、発達支援を必要とする子どもたちを対象としたグループ相談室、肢体不自由児の療育を行うPT・OT指導室^①を新設し、発達の遅れや弱さを持つ子どもたちをはじめ、心身に障がいを持つ乳幼児期の子どもの健やかな成長と発達に向けた療育指導内容の充実を図るため、総合福祉センターの施設配置などを変更した。24年、障害者総合支援法の施行に伴い、児童福祉法改正により児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施する多機能型通所事業所として業務を開始し、福祉サービス利用計画の作成などを行うため、相談支援専門員を配置した千歳市指定障害児相談支援事業所を設置した。

家庭児童相談室は、19年の組織変更に伴い児童家庭課（H20）子育て推進課、H28（こども家庭課）児童相談係として業務を引き継いだ。

註（1）PT（Physical Therapy）＝理学療法、OT（Occupational Therapy）

＝作業療法

参考文献

千歳市『千歳市障害者福祉計画』1997年、『千歳市障害者支援計画』2003年、『千歳市障がい者支援計画・千歳市障がい福祉計画』2007年、『第2期千歳市障がい福祉計画』2009年、『千歳市障がい者計画・第3期千歳市障がい福祉計画』2012年

第2項 障がい者福祉の諸相 福祉の店「るびなす」

平成4（1992）年に供用開始となる新千歳空港ターミナルビル内に

公共的なスペースが提供されることから、その活用方法が検討された結果、障がい者の社会への自立を目指し、授産施設等の製品を国内外から集まる多くの空港利用者に販売する「福祉の店」を開くことが決定した。運営は社会福祉協議会が担い、4年2月に事務所を旧・市民会館ホール切符売場に設置し、慌ただしく開店準備が始まった。障がい者授産施設等では生活訓練の一環として木工製品や七宝焼、織物、革製品などを製作しているため流通している商品は少なく、販路もないため、販売する品物をいかに集めるかが最初の大きな課題であった。

営業経験者や販売員を確保し、平成4年7月1日のターミナルビル開業と同時に、福祉の店「るびなす」もオープンした。10坪ほどの店舗に、この日までに全道の施設から集められた木工製品、陶器、花、生産品、皮革製品など大小合わせて多くの作品が並び、お菓子が早々と売り切れるなど好調なスタートを切った。空港内に福祉の店として授産施設の商品を販売するのは、国内では初めてで、店名の「るびなす」には「ようこそ」という花言葉があり、一般募集で決定した。販売拡大と福祉の店の意義の周知を図るため、6年にはターミナルビル2階のセンタープラザにおいて「るびなすフェア」を開催した。全道各地の障がい者授産施設等が出店し、自らの作品を対面販売することで社会的交流を図ると同時に販売の喜びを感じてもらい、自立意欲や制作意欲を醸成する意味からも有意義な事業であった。

しかし、授産施設の製品を「商品」として空港利用者に販売する難しさから思うように販売実績が伸びないため、旅行客等の目に付きやすい場所への店舗の移設や、市民にも購入を促そうと、8年には清水町3丁目に販売所を設置するなど様々な工夫を凝らし販売拡大を試みたが、収益事業としては極めて厳しい状況が続いていた。授産施設での製品の品揃えや空港

利用客へのニーズに合った商品開発指導など、運営管理にも多くの課題を抱え一朝一夕での解決は難しくなった。加えて市からの補助金も多額となってしまう状況にあつては経営を自立させることは困難と判断し、16年3月31日をもって、福祉の店「るびなす」は、わずか12年余りで多くの福祉関係者に惜しまれながらやむなく閉店となった。

障がい者施策の概要

グループホームとケアホーム 施設中心から地域に生活拠点を確保しよう、精神薄弱者（知的障がい者）等への生活支援は、昭和56（1981）年の国際障害者年によるノーマライゼーションへの考えを基に各自治体で取り組まれていた。精神薄弱者福祉施設「いずみ学園」（詳細後述）も、59年に北海道単独事業により4、5人が地域で暮らす「生活寮」を開設していた。こうした自治体の成果を受けて、国は平成元（1989）年に精神薄弱者地域生活援助事業としてグループホームを制度化し、翌2年には精神薄弱者福祉法の改正により精神薄弱者居宅生活支援事業として位置づけた。

グループホームは、日常生活上の援助を必要とする15歳以上の精神薄弱者や精神障がい者で、就労（福祉的就労を含む）して、日常生活を維持できる収入が見込まれる者を対象に、地域社会において自立した日常生活を過ごすため、アパート等で4、5人程度が共同生活を送れるよう世話人1人を配置し、食事や清掃等の家事や生活上の相談等を支援する制度である。そのバックアップ施設は、緊急時、職場等における問題、財産管理等の対応・援助および世話人の指導、監督、援助、研修を行うことが求められていた。運営主体は精神薄弱者保護施設や社会福祉法人等となり、利用は本人との契約によるものであった。

これを受け、3年5月、いずみ学園は市内初となる男性のグループホー

ム「いずみ寮」を市内末広の民間アパートに開設し、自活訓練を受けた卒業生5人が共同生活を営みながら就労していた。この実績を基に13年には女性のグループホーム「さくら荘」を定員6人で本町に開設したのを皮切りに、18年までに男性寮3カ所、女性寮2カ所を市内各地に開設していた。

さらに18年4月からは、障害者自立支援法に基づきグループホームに加え、障害程度区分が区分2以上に該当する身体障がい者（65歳未満または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスなどを利用したことがある者に限る）、知的障がい者および精神障がい者に対し世話人のほかに生活支援員を配置し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、就労先や関係機関との連絡のほか、必要な日常生活上の世話まで行うケアホーム（共同生活介護）の2種類になったことから、いずみ学園は21年4月に定員6人のケアホームを清流地区に1カ所開設した。障害者自立支援法が25年4月に障害者総合支援法へ改正されたのに伴い26年4月には、ケアホームがグループホーム（共同生活援助）に一元化された。

就労推進室やませみ 平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい者の就労を支援する事業として「就労継続支援」と「就労移行支援」が制度化されたのを受け、市は21年度、「千歳市障害者就労支援推進事業」を多機能型事業所いずみワークセンター内の「就労推進室やませみ」に委託した。主な業務は、市内外の企業等における障がいのある人の雇用実態の調査や雇用促進に関する啓発、障がいのある人の一般就労に向けた個別支援等を行うもので、障害者就労支援推進員を配置した。その後24年12月に地域総合支援センターいずみの杜・春日（春日町3丁目）内に推進室を移設した。

就労継続支援事業は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対しての就労機会の提供や、生産活動等の業務を通じ知識習得や能力向上に必要な訓練を行う事業であり、雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型の2種類がある。「就労移行支援」は一般企業などに就職を希望する65歳未満の障がい者が対象で、指定事業所が就労のために作業訓練や職場実習などをするほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行うものである。これらの支援内容に基づき、「就労推進室やませみ」では、ハローワークと連携を図りながら障がいのある人の就労や職場定着に関する支援をはじめ、雇用機会の充実を図っている。これまでの就労受け入れ先の業種としては、農業や運輸業、飲食サービス業、ビル管理などであり、企業等に対しては、職員研修等で障がいのある人への理解を深めるための支援、緊急時対応の支援、体験報告会の開催などによる対応をしている。さらに、障がいのある人が生活環境の変化などから、就労を長く継続できない場合の職場定着に向けた本人や家族への支援策として、就労支援推進員が就労後における本人との面談や職場への訪問により、相談や助言、指導などとともに、障がい者本人および家族の生活上の相談にも応じながら、北海道障害者職業センタージョブコーチとともに支援に取り組んでいる。25年に障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、千歳市障がい者地域自立支援協議会に「はたらく部会」を設置し、障がいのある人の雇用拡大に繋がるよう企業に対する啓発や協力依頼に取り組んでいる。

千歳市障がい者地域自立支援協議会 平成17年2月、障がいのある人が地域で生活しやすい環境づくりを進めるため、関係機関により千歳市地域生活支援会議が設置された。さらに障害者自立支援法の施行に合わせ18年5月に千歳市障がい者地域自立支援協議会となった。障がいのある人への

支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法に基づき、福祉、保健、医療、雇用、教育に関する関係機関・団体・事業者などによる連携や支援体制に関する協議を行い、障がい者等の福祉施策や地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的とした。

千歳市障がい者自立支援教育訓練等助成事業 平成19年度から、障がいのある人が就労のために必要とする専門的資格取得や職業能力の向上のため、雇用保険法における教育訓練給付指定講座または就業に結びつく可能性の高い講座、研修等を受講したときの受講料の一部を助成している。障がいのある人の特性に応じた柔軟な運用を図り、20万円を上限に受講料の40割に相当する額を助成する利用しやすい制度になっている。これまでに介護ヘルパー、行政書士、大型および特殊車両の免許取得などに活用されてきた。

千歳市障がい者総合支援センター（Chip）開設

平成15（2003）年4月、これまでの「行政処分」として障がい者サービスを決定してきた「措置制度」が改められ、「支援費制度」が導入された。これにより障がいのある人が自らサービスを選択し、サービス利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという新たな制度となった。

これに併せて策定した千歳市障害者支援計画において、「障害のある人の地域生活を支援するために、保健、福祉、医療、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源を踏まえ、多様なサービスを適切に結びつけて調整するとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらに社会資源の改善や開発を推進するケアマネジメントシステムを構築する」ことを盛り込んでいた。これに基づき、障がいのある人やその家族などのあらゆる相談・事務を担う総合窓口の機能を備えた障害者総合支援

センターを、同年9月に総合福祉センター内に開設し、専門スタッフとしてコーディネーターを配置した。26年にしあわせサポートセンター内へ移転となった。

このセンターは、利用者の意向を踏まえて各種サービス、地域の多様な社会資源などを適切に結び付けて総合的なサービスの提供を目指し、相談窓口だけでは解決できない複合的なニーズを満たすために、チームアプローチによるケア会議の開催などに取り組んでいる。さらに情報提供と相談業務として、介護、施設利用などサービス情報の提供、手当、年金、就職や進路などのあらゆる相談に応じ、自宅をはじめ学校や職場などにも出向き状況把握を行っている。ケアマネジメント業務としては、障がいのある人が地域生活を営むための福祉サービスなどに関わる支援計画の立案や各種サービス事業等との調整を図っている。さらに、ネットワークづくりとして各種相談機関や関係機関と連携し、障がいのある人を中心とした支援体制を整え、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知、障がい者福祉に関わる学習会や講演会の開催、そして、障がいのある人が集える場としての役割を担っている。なお、センターの愛称であるChip（ちっぴ）は、市の魚とICチップから命名された。

民間社会福祉事業

千歳いずみ学園 戦災浮浪児や引き揚げ孤児の保護などのために昭和23（1948）年に施行された児童福祉法には、「精神薄弱児施設の設置」が規定され、さらに25年に身体障害者福祉法、35年に精神薄弱者福祉法と法整備が進んだ。

34年に結成された千歳市手をつなぐ親の会（詳細後述）は、千歳市内に精神薄弱（知的障がい）の子どもたちが学校や施設を卒業した後の居場所となる援護収容施設の必要性を痛感したことから、42年5月に千歳市精神

薄弱者援護施設設置促進期成会を設立し、千歳市をはじめ北海道や近隣市町村にまで建設資金の寄付集めに奔走した。また、関係機関との調整や設立に関わる事務手続き等を任せるため、北海道白樺高等養護学校（広島町）の開設準備に携わった経験のある滝止士を開設準備委員に委嘱した。さらに、廃校となる泉郷小・中学校の校舎を活用するため、地元住民が精神薄弱者施設建設に対して不安を抱いたことから、住民に小樽市の道立和光学園を見学させ、施設の内容等の理解が得られたことから開設準備が進められた。道単独補助金800万円を得て、総事業費1500万円により男女の静養室、作業室等を完備し、温風暖房設備の近代的な居住棟などの建設や旧学校施設の改修を行った。43年11月、精神薄弱者収容援護更生施設の認可を受け、定員30人をもって社会福祉法人千歳いずみ学園（伊藤弘理理事長）は開園し、初代施設長には滝止士が就任した（12月に社会福祉法人認可）。

園生は地元を第一にという要望に沿って募集を行い、地元6人を含む全道各地からの入園者30人が集まった。園生には強い忍耐力と体力を養うことが必要との施設長の固い信念のもとで体力作りに励み、農業実習作業をはじめ木工などの技術指導への取り組みが始まった。

こうした取り組みが評価されて49年4月には、天皇誕生日を記念した福祉向上に貢献する優良民間社会福祉施設として昭和天皇から御下賜金が贈られた。

53年4月、千歳市の助成により、現園舎から400メートル程離れた丘陵地に新園舎建設用地3・7畝を取得した。施設の拡張は、これまで生活指導や作業訓練等を行い、毎年1、2人を社会復帰させてきたが、社会からの要求も変化し、指導内容もより充実させる必要が生じたこと、さらに社会へ適応できないなどで園に留まる者の高齢化が深刻な問題にもなり、新たな

入所希望者に対応できない状況が生じてきたためであった。56年4月、泉郷に鉄筋コンクリート平屋建てに管理棟、女子寮（24人）、男子寮（26人）、作業訓練室、洗濯室、乾燥室、ボイラー室、相談室、医務室、調理室を備えたこれまでの2倍の規模となる1388・91平方メートル（総事業費2億3299万3000円、うち補助金1億2067万2000円、事業団借入8500万円、寄付金1327万1000円、自己資金1405万円）の園舎が完成し、定員は50人へ増員となり、農地も拡張して農業実習の充実を図った。なお、旧園舎は57年3月に市へ返還した。

56年の国際障害者年を契機として平成2（1990）年には精神薄弱者福祉法に新たに精神薄弱者居宅生活支援事業や精神薄弱者相談員が加わるなどの改正が行われ、園生を取り巻く環境も在宅生活支援へと大きく変わっていった。そうした状況から3年5月、末広にグループホーム「いずみ寮」（定員6人）を開設し、地域の中で自立生活を助長することを目的に共同生活をしながら市内の職場に通勤する体制を整えた。さらに父母等からの在宅から通所できる施設の設置要望に応えるため、5年4月に定員7人の通所部を設置し受け入れ態勢が整う状況を見ながら年々定員増を図っていった。

10年4月、小規模授産施設「ちとせ」を千歳市手をつなぐ親の会から委譲され、定員19人のいずみ学園通所新富分場として開設したのに続き、11年5月には、市より初度設備および内部改修補助を受け、通所施設祝梅分場を開設し、当初定員7人を翌年には14人にまで増員して運営した。

支援費制度（H12）により園生が福祉サービスの選択も可能となる中、18年までにグループホームを男性寮3カ所、女性寮2カ所を市内各地に開設し在宅支援へと展開していったが、さらに居宅障がい者が地域で暮らしていくためにも、働く場を確保し、社会的自立を促す施設の設置が望まれ

た。知的障がいを持つ人たちが親亡き後も地域で安心して暮らしていくための機能を担う一方、就労経験を積み、いずれは本格的な就労へとつなげる目的を持つ授産施設として、15年4月、知的障害者通所授産施設「いずみワークセンター」を定員30人で開設した。市内初の通所授産施設であり、清流地区に敷地面積1999平方メートルを確保のうえ、地域の理解を得て鉄骨造り平屋建て延べ799平方メートルの施設を建設し、パン製造とクリーニング事業を行っている。

18年に障害者自立支援法が施行され、障がい種別により異なっていたサービス体系を一元化する福祉サービス体系の再編など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化などが図られた。21年4月には施設名称を変更し、障がい者支援施設「いずみ」（旧・いずみ学園）、障がい者支援センター「サポートいずみ」（旧・通所）、障がい者支援センター「しゅくばい」（旧・祝梅分場）、障がい者支援センター「しんとみ」（旧・新富分場）とした。その後24年3月に障害者自立支援法から障害者総合支援法へと改正されたが、新たに制度化される障がい者施策の拠点として、旧・伊勢病院（春日町3丁目）の建物を購入のうえ改修工事を行い、市内でも利便性の高い場所に各事業所を集約して地域総合支援センター「いずみの杜・春日」として12月に開設した。ここでは、障がい者支援センター「しゅくばい」と「しんとみ」の両通所施設を統合した障がい者支援センター「キラリ」や、サポートセンター「エブリ」、さらには共同生活介護・援助一体型事業所「いずみ寮」、就労推進事業「やませみ」（千歳市委託事業）、児童発達支援事業所「ぱすてる」、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業（千歳市委託事業第二種社会福祉事業）が新たに事業を行っている。

手をつなぐ親の会と授産施設 昭和34年12月、「知恵遅れ」と偏見を受

けていた精神薄弱（知的障がい）の子どもを持つ親により千歳市手をつなぐ親の会（伊藤弘会長）が結成された。

障がいを持つ子どもらが、人間として生きていくための力を育める環境を確保しようと、最初に特殊学級設置、そしていずみ学園創設に取り組んだ。しかし、学校や施設卒業後の就職が困難な状況から在宅を余儀なくされている精神薄弱者のため、技術や社会性を身に付け自立できるようにと、小規模な通所授産所設置を市と協議をし、東雲会館の1室に5人程が週1回通う「青葉作業所」を52年12月開設した。管理運営は手をつなぐ親の会が担い、経費は北海道と市の補助金と会費で賄っていた。53年4月には末広会館に移転し、専任の指導員を配置した。58年に総合福祉センター内に授産訓練施設が開設され、通園生の一部も移ったが、市から施設と土地の無償貸与を受け新富2丁目に通所小規模授産所「ちとせ」を60年8月に開設した。青葉作業所は閉鎖となり、運営管理は親の会が担った。61年には、総合福祉センター内の訓練授産施設が「ちとせ」に併設され、入所定員は授産施設19人、訓練授産施設19人規模となり、専任の指導員を1人増員して体制を整えた。

親の会の先駆的な取り組みにより多くの在宅知的障がい者は、社会的自立を目指して作業訓練や生活訓練を受けてきたが、父母の負担軽減とより充実した施設とするため、いずみ学園への運営移管を協議し北海道の許可を得て、平成10年いずみ学園通所新富分場となった。

13年、親の会は特定非営利活動法人を取得し、名称も全国・全道の組織と合わせ「千歳市手をつなぐ育成会」に改称した。

千歳つくし会といこいの家 精神障がい者が精神衛生法による医療措置が中心であった昭和56年5月に家族会「千歳つくし会」（戸田勉会長）が結成された。精神障がい者の社会復帰に向けた生活訓練や交流、学習等の

場の設置を目指すも社会の偏見がそれを妨げてきたが、念願かなって58年4月に北栄2丁目に「いこいの家」として開設した。これは会員から無償提供を受けた住居を利用したもので、道内で4つ目の施設となるが、「いこいの家」を拠点に、精神障がい者の理解を深める活動を行っていった。そして58年に開設した総合福祉センターに訓練施設「いこいの家」が設置され、七宝焼きや機械織り、料理教室、レクリエーションなどを通じて、社会復帰を目指す活動を行ってきた。平成5年制定の障害者基本法で、精神障がい者が身体障がい者や知的障がい者と並んで法の対象に位置づけられ、8年には精神障害者地域生活支援事業が国庫補助事業として制度化され、在宅生活に向けた福祉施策へと大きく変化した。

12年には千歳精神障害者社会復帰協議会が小規模共同作業所「ほへみ」を開設し、14年に支笏湖病院（現・千歳桂病院位置）、15年に千歳病院が精神障がい者の生活訓練施設などを開設し、精神障がい者の社会復帰に向けた施設整備を図った。同年、日常生活支援や交流、相談業務等を行う地域生活支援センター（清水町4丁目）が開設した。

千歳身体障害者福祉協会 昭和24年12月に傷病軍人の救済を第一目的とする身体障害者福祉法が制定された。これを受けて、身体に障がいのある人が自ら努力して自立更生・社会復帰を果たそうと翌25年4月北海道身体障害者福祉協会が設立され、さらに32年12月に北海道身体障害者福祉協会石狩支部千歳分会（初代分会長武田新一、会員約50人）が発足した。33年7月の市制施行に伴い社会福祉法人北海道身体障害者福祉協会千歳支部へ昇格し、翌34年10月から事務局は市の協力を得て福祉事務所内に置き、「身障支部便り」を発行した。39年7月には全道身体障害者福祉大会並びにスポーツ大会が初めて千歳市で開催されたのに続き、11月に開かれた東京パラリンピック大会第二部に、信田澄江が北海道代表選手として参加し、

60⁶¹競争で金メダル、やり正確投げで銅メダルの快挙を成し遂げた。これに勇気付けられ、支部に身障者スポーツクラブが結成され、スポーツを通じて社会参加への活動が盛んとなり、全国・全道の各種大会に多くの会員が出場し、好成績を収めていく基盤となっていた。42年には市内の理容組合、浴場組合、映画館が入場料金等の割引を行うことになり、障がい者への理解も深まってきた証と言える。

52年に規約改正を行い、支部のさらなる発展と効果的な活動を目指して障がい別部会の結成を進め、視力、肢体、聴力、傷病軍人、婦人の5部会が結成された。こうした障がい者福祉の向上と市民への理解を深め、ノーマライゼーション社会づくりを目指した草創期の支部活動の意思は、平成6年11月に千歳身体障害者福祉協会として、支部から脱皮した新たな協会として歩むことになったが、今日に至るまで受け継がれ、さらなる飛躍を目指して精力的に活動が行われている。

参考文献

厚生労働省HP「支援費制度における市町村の役割」、「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」／千歳いずみ学園『創立30周年記念誌』1999年、『創立40周年記念誌』2009年、HP／千歳市社会福祉協議会『30周年記念誌 今日から明日へ!!』1985年／千歳市障害者総合支援センターHP／千歳市つくし会『20周年記念誌』2001年／千歳市手をつなぐ親の会『創立30周年記念誌』1989年、『創立50周年記念誌』2008年／『千歳民報』／内閣府HP「障害者福祉施策の主な歩み」／北海道共同募金会千歳市支部『35周年記念』1984年／北海道社会福祉協議会『伝えたい、私のハート。ふれあい広場'83北海道報告集』1984年／文部科学省HP「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」、「日本の障害者施策の経緯」